

第117回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和6年6月12日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	坂口純大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、御苦労さまでございます。

さて、6月も中旬を迎え、非常に暑い日が続いております。予報によりますと、もうしばらく暑い日が続き、そして梅雨入りをしそうな模様でございます。体調管理、非常に難しい季節とはなっておりますが、皆様におかれましては、体調管理をしっかりしていただき、6月定例会に臨んでいただくことをお願いしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

佐用町におきまして、田植えも、ほぼ終わりかけておりますが、酒米の分が、若干、遅れて植えるような格好でございます。虫も飛び交い、台風、地震とか大雨がなくて、また、秋にはたわわに、豊作に実ってくれたらと思っております。

私は、今日、2件の通告をしておりまして、佐用町高齢者福祉計画について何う。もう1件につきましては、佐用町生涯スポーツ推進計画について何うの2件を当局に聞きたいと思っております。

まず、1番の①番、いきいきと元気に暮らす（自助）ですね。健康診査やいきいき百歳体操など、町民にどのように呼びかけているのか。

②、

議長（千種和英君） 岡本議員、通告の順番が違うんですけれども。

11番（岡本義次君） ええっ？

議長（千種和英君） スポーツ計画が最初なんですけれども。

11 番（岡本義次君） ああ、すみません、スポーツ計画が先ということで、佐用町生涯スポーツ推進計画について伺う。

①、今、町では生涯スポーツ推進計画ページ、12 ページなんですけれども、10 年後の人口 1 万 1,077 人とありますが、推計人口が特に年齢構成（高齢化率等）について、当局の見解を伺います。

②つ、計画書策定時にパブリックコメントを募集しておりますが、応募があったのか。その内容について、結果はどうなったのか。

③つ、計画のページ、9 ページの中で、スポーツリーダーの発掘と育成とあるが、現状はどうなっておりますか。

④つ、三日月地域交流センターに筋トレ施設がありますが、利用状況はどうか。管理体制など見直し、もっと利用促進をすることはできないのか。

このことについて、伺いたいと思います。

2 つ目については、議員席からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から、それぞれ御苦労さまです。

6 月も、こうして本当に中旬に入りまして、もう来週ぐらいには、梅雨入りが宣言されるのではないかなというふうに見ておりますけれども、このところ、一気に暑くなってまいりました。本当に、気温の変化が非常に激しいので、それぞれ体調にはご留意いただき、元気にお過ごしいただきたいと思います。

それでは、今日、明日にかけての一般質問につきましては、10 名の議員の皆様から通告をいただいておりますので、順次、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の岡本議員からのご質問で、佐用町生涯スポーツ推進計画についてをお答えさせていただきます。

生涯スポーツ推進計画につきましては令和元年 5 月に策定した計画を踏まえて、第 2 期計画として令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年の計画期間となっており、佐用町の実情に即した「生涯スポーツ」の普及・推進と、スポーツの多面的な役割を明確にし、持続的発展を図るための内容となっております。

まず、ご質問①点目の今、生涯スポーツ推進計画の中で、10 年後人口 1 万 1,077 人とあるが、推計人口について、特に、年齢構成についてのご質問であります。記載しております推計人口につきましては、これは単に、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が、昨年 12 月に発表いたしました地域別将来推計人口を記載したものでありまして、1 万 1,077 人の年齢別内訳は、ゼロ歳から 14 歳が 683 人、15 歳から 64 歳が 4,645 人、65 歳以上が 5,749 人となっております。5 年前の同推計においては、1 万 1,380 人でありましたので、5 年前の推計値より、さらに 300 人余り減少が進むというふうな推計値が示されたところであります。

本町のここ数年間の年間出生数は 50 人程度であり、出生率も減少傾向にあるため、「自然減」による影響が大きいというふうに推測をいたしております。

本町におきましては、人口減少は避けられないとの認識のもと、人口減少をできる限り緩和するとともに、人口が減少しても地域に元気と活力を維持すべく、総合戦略で定める

「人口減少への適応」、「人口減少の緩和」、「地域の魅力・元気づくり」の3つの基本方針に加えて、人口が減少しても住民一人一人が安全に安心して幸せに暮らしていけるまちづくりを実現するため、住民の皆さんとともに、「縮充のまちづくり」の実現に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、②点目の計画書策定時にパブリックコメントを募集しているが、応募があったのか。その内容と結果はどうであったかのご質問についてでございますが、パブリックコメントについては町ホームページ、防災行政無線放送で応募を呼びかけ、令和6年2月21日から3月4日までの13日間にわたって募集をいたしました。結果については、意見の応募というのはございませんでしたが、このたび、計画への町民参画を図ることを目的に、計画の柱となるスローガンを一般公募いたしましたところ、小学5年生から78歳までの38名54作品の応募があり、町内に住む中学生の作品が採用されております。なお、計画策定に当たっては計画書の巻末に、計画策定の取組経過を記載しておりますが、町体育協会、スポーツ推進委員会、町づくり推進会議、生涯学習・スポーツ部会からは多く意見をいただいております、それらを反映した計画となっております。

次に、③点目の計画書9ページの中で、スポーツ指導員の発掘と育成とあるが、現状はどうなっているかのご質問についてであります。まず、スポーツ指導員の育成面における現状といたしましては、町体育協会外部団体が行う研修会への参加や指導者や審判員等資格の取得、町体育協会所属団体が主催する講習会への補助を実施してまいりまして、各種目の指導者の育成に努めております。またスポーツ推進委員は、地域スポーツを推進する指導・助言者としての役割を担うため、手軽に取り組めるレクリエーションスポーツの技能取得などの習得のため、西播磨地域など広域で開催される研修会等に参加をいただいております。

次に、発掘面における現状といたしましては、佐用町内で活動するスポーツ推進委員や、各スポーツ協会と連携を密にして、聞き取りを行うなど、指導者候補者の発掘に努めております。今後の指導員確保の方策といたしましては、町内に潜在するスポーツ経験者などを発掘するための調査実施も検討してまいりたいというふうに思います。

最後に④点目の三日月地域交流センターにトレーニングコーナーがあるが、利用状況と管理体制の見直しを行って、もっと利用促進をすることができないかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

三日月支所庁舎は、令和2年度に大規模改造を実施し、令和3年4月1日から、地域の交流の場として、新たに開設をいたしております。

1階のトレーニングコーナーには、ランニングタイプ2台と自転車タイプ4台、合計6台のトレーニング機器を設置し、月曜日・国民の祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで、高校生以上の方なら、どなたでも無料でご利用をいただいております。

利用者数は、令和3年度が延べ453人、令和4年度が延べ590人、令和5年度が延べ884人と、年々、増加をしてまいりまして、現時点では管理体制等の見直し等は考えておりませんが、利用促進については、今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 国の人口の、どう言うんですか、そういう審議会いうんですか、あるんですけど、2020年に1億2,500万と書いています。そして、2065年、これ8,800万

に減ると、こういうふうに、どことも人口が、どんどん減ってきております。北海道から、南の島、沖縄を含めて、47都道府県で、当初、65万とか言っていたのが、ああ、75万ですね、75万が70万切って、減って、どんどん減ってきてよんですね。そしたら、小学校、中学校、高校も、どんどんと、こう閉校いうんですか、なくなって統合されてきよるような状態でございます。

こういうふうな状態の中で、佐用かて、やっぱり人が、今、町長が言われたんですけれど、こういう、今までできておったことができなくなってきておりますので、そこらへんは、自治会長としても、田舎では、もう空き家が増えて、そういう取組が、道づくりなり、溝掃除、それから草刈りも含めて、だんだん、だんだんできなくなっておりますけれど、そういう現状については、町長、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 人口が、こうして、日本の国全体が減少しているとうこと。そして、特に地方の、こうした私たちのような市町村、自治体の減少が非常に激しい。

また、その中で、全体が減ると言いながら、都市部への人口集中が引き続き、続いていると、そうした現象というのは、これはもう、今、社会の大きな1つの流れですから、なかなか、各自治体だけの力とか、国の政策だけで、これを止めることができないということ。このことを、やはり私たちは、しっかりと捉えた上で、この人口減少をしていっても、何度も申し上げておりますけれども、そうした中で、そこにも必ず人は、私たちは生活をしておりますし、子供たちも少ないながら生まれ、また、そこで成長しているわけですから、そうした地域社会というものを維持していかなきゃいけない。そのための工夫をしていかなきゃいけないということで、例えば、学校においても、先ほど、お話のように、これまでにも、これずっと、その子供たちの減少に合わせて、教育施設の整備、教育環境の整備ということを行ってきたわけですし、学校の教育現場においても、教育の仕方、例えば、今、言われたクラブ活動とか、そういうものできない。できなければ、2校が一緒になってクラブ活動を行うとか、そういう、そこに合わせた、これはもう、人口が減っていくことは致し方ないという、それを、しっかりと、前向きに捉えて、その中で、どう、そういう、これまでできていたことを、できなければ、どういうふうな形でやっていくかということ、それぞれが工夫しているわけですから、これが、やっぱり私たちの行政、自治体としても、今後の、やっぱり大きな課題だということは、もう当然、分かっているわけですから、そういうことで、佐用町としても縮充のまちづくりという言い方で、これからの人口減少社会、まだまだ続きます。これに対応していこうということで取り組んでいるわけですから、その点は、もう議員も十分ご承知いただいていることと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 町の広報見ましたら、子供さんが1人生まれて、亡くなった方が36人ですか。そして、4月の広報見ましたら、3人の方が生まれて、39人の方が亡くなると、こういうような、どんどんと減少して、街から移住の大村議員みたいに来てくださる方もいらっしゃるんですけど、なかなか、そこまで、減少を食い止めるというところまでは

いかないわけなんですけれど、町長が、私、前から、目安箱をつくってくれて言っておりました。パブリックコメントの分ですね、それで、町長が忙しくて、いつ来てもらっても、私に対応したりしますと言われますが、東京へ行かれたり、県庁へ行かれたり、県民局へ行かれたりして、いらっしゃらない時のほうが多いんですから、こういう生涯教育の分を、私たちも目を通して読んでおりますけれど、やはり、これ普段から佐用の目安箱というのが、もうひとつあかんのだったら、佐用の町民の皆さんが、普段考えておって、このようにしたらよくなるでというような箱を、佐用のよくなる箱というような感じでも図書館なり笹ヶ丘荘なり、そういう各本庁、上月、三日月、南光支所に置いて、普段考えていらっしゃることを、町民、皆さんから、このようにしたら佐用がよくなるんじゃないかっていうやつを入れてもらうような箱をつくったと思うんですけれど、そこらへん、町長、どうでしょう。

議長（千種和英君） 岡本議員、ちょっと、通告のほうは、佐用町生涯スポーツ推進計画についてのことなので、この通告に基づいた質問を、再質問でお願いしたいんですけれども。

11 番（岡本義次君） いや、パブリックコメントのことについて、通告しておるやん。

議長（千種和英君） いや、推進計画の…

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 町長、よろしいですか。はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 以前から、岡本議員は、その目安箱という言い方で、いろんな町民の皆さんの意見を聞いたらということ、いろんな場でお話をいただいております。

私たちも、そういう計画、具体的な計画ごとにも、先ほどのように、そうしたパブリックコメントとか、また、その計画をつくる前に、その関係、特に、関係していただいて、努力して取り組んでいただいている団体の皆さん方に、その会議を持って、皆が意見をいただいた中で、この例えば、スポーツ推進計画もつくっておりますし、一般的な行政に対する、いろんなご意見というのは、今は、ネットの時代ですから、佐用町にもホームページ、町民の投稿、いろいろと入ってくるように、いただけるようになっております。それが、いわゆる町民の皆さんが関心があれば、そこに投稿していただくことも可能ですし、また、私たちは、こういう小さな町ですから、私、個人が、特別に町長だけじゃなくて、職員に対しても、また、ほかの町に対する意見というようなものは、自治会長さんだけではなくて、そういう役員さんだけではなくても、誰でもが、話ができるという、そういう関係の中で、町というものは、今、あるわけですから、目安箱というような、そういうものだけに拘ることはないというふうに思っておりますから、そういう意見は、いろいろといただいて、私たちは、できる限り、よく佐用町民みんな、一丸となって、こうした厳しい今の社会情勢の中で、町を元気にしていこう。町の子供たちが安心して暮らしていけるように、育っていけるようにしていこうということ、このことは、常々、町民の皆さんにもお話をさせていただき、理解をいただいて、また、必要であれば、そういう、直接、ご意見もいただくという、そういう小さい町ならではの、そういう行政を、これからも、やっぱり進めていくべきだというふうに思っております。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 町長が、今、おっしゃったように、どう言うんですか、なかなか、皆が、そのように、すぐに思い立って、パブリックコメントでもすることができないので、私たちも、こういう生涯教育の分ももらっても、目を通してせんことには分かりません。ですから、今、三日月支所で、ランニングとか自転車の、そういう機械もありまして、利用もしていただいておりますということでございますけれど、これらについて、やはり、私、前に、町長に百歳体操でも佐用チャンネルでして、公民館とか各集落においてやっていたらということで、初めは、そんな指導者がおらんのに危ないからできませんと言っておりましたけれど、今、ちゃんとやっておりますので、ですから、佐用チャンネル通じて、それらが、簡単な者が、みんな寄ってきて、百歳体操も含めて、いろいろな体操、ラジオ体操でもいいですし、やりながら、皆さんとコーヒーでも飲んで、普段の、そういう情報交換して、そういう、やっぱり、家でじっとこもっておったら、余計、体も弱るし、自分の思考力も、だんだん少なく、どう言うんですか、思考力もなくなりますので、やっぱり、みんなと触れ合うということが大事だと思いますので、こういうことは、佐用チャンネルで、今、やってもらっておりますけれど、どんどん取り入れて、やっていただけたらと思います。

この件につきましては、以上とします。

2 件目の高齢者福祉計画について伺うということで、今、言いましたように、佐用町の高齢者福祉計画の、こういう冊子を全部もらったわけなんです。議員も含めてね。それを、目を通して、2回、3回、読んでみましたけれど、その中で、高齢者福祉計画について伺うということで、①、いきいきと元気に暮らす（自助）。それから、健康診査やいきいき百歳体操など、町民にどのように呼びかけておりますか。

②つ、共に支えあう地域づくり、互助になるんですけれど、人が減り自治会活動なども難しくなっている現状でございますけれど、高齢者への支援体制の強化に、どのように取り組んでおりますか。

③つ、住み慣れた地域で暮らす、共助。計画の中で「地域で支える仕組みづくり」とあるが、具体的には、どのような仕組みを想定しておりますか。

④つ、高齢者サービスの充実、公助ですね。民生委員児童委員の活動支援について、行政の具体的なサポートは行われておりますか。

このことについて、伺いたいと思います。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの2つ目のご質問でございます佐用町高齢者福祉計画について、お答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、高齢者福祉計画について、改めて、ご説明をさせていただきますと、この計画は、老人福祉法に基づいた高齢者のための施策全般にわたる計画でございます。介護保険法に基づいた、介護給付の対象サービスや地域支援事業などについて示した「介護保険事業計画」とともに、「佐用町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」として、令和6年度から令和8年度までを、その期間とし、全ての高齢者が安心してくらするまちをめざ

して策定したものでございます。

①点目のいきいきと元気に暮らす健康診査やいきいき百歳体操など、町民に、どのように呼びかけているかについてでございますが、健康診査の周知方法につきましては、毎年、広報さよう4月号に、申込みチラシを挟み込み、全戸配布をいたしております。町公式ホームページ・防災行政無線放送・町公式 LINE においても周知を行っております。また、未受診者に対しましては、電話による受診勧奨も行っております。いきいき百歳体操につきましては、町広報紙やさようチャンネル、高年クラブなどで広く呼びかけを行い、現在 42 グループが元気に活動をされております。また、認知症予防の頭と体の健康教室や、今年度からスタートした、元気アップスクールも、広報さようや防災行政無線放送で呼びかけを行ったところ、募集定員を上回る申し込みがあり、「笑って楽しく健幸（けんこう）づくり」、この「けんこうづくり」の「けんこう」は、健康で幸せをつくるという健幸であります。健幸づくりをモットーに取り組んでおります。

②点目の、共に支えあう地域づくりについてでございますが、岡本議員ご指摘のとおり、人口減少や一人暮らし世帯、高齢者世帯の増加などにより、自治会をはじめとする地域での活動は「以前と同じように」とはいかなくなっているのが現状でございます。そのため、自治会を補完する役割を持つ地域づくり協議会では、地域の絆を深め、助け合い・支え合う地域を目指して、「困りごと」の「お手伝い」を有償で行う「助け合い隊」の結成や、交通手段のない方でも参加しやすい各自治会の集会所へ出張して開催する「出前ふれあい喫茶」など、地域の実情に合わせて支え合いの取組が進められております。また、行政においても、それらの地域の取組を、相互に学びあえる研修の場を設けるなどの情報提供及び各種制度を活用した支援を行っております。また、町から社協への委託事業といたしましても、有償ボランティアと一緒に作業を行う「まごころサービス」を実施いたしております。このほかにも、民生委員児童委員や郡医師会、商工会などの協力団体や、郵便局や新聞販売店などの協力事業者と連携した「地域見守りネットワーク」、安否確認を兼ねて高齢者へ定期的にお弁当を届ける「食の自立支援事業」、緊急時に近隣に住む協力員などが駆けつける「緊急通報システム」事業を展開するなど、町民の皆様のご協力を得ながら、町全体で支援を行っております。

③点目の住み慣れた地域で暮らすについてでございますが、高齢者の生活に必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に考え、医療・介護関係者のほか、民生委員児童委員等地縁組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高年介護課を中心に、個人の課題から町全体の課題にも取り組めるよう、それぞれの分野で会議等を行っております。また、認知症対策といたしまして、認知症初期集中支援チームの設置、専門医による「もの忘れ健康相談」の実施、見守り・SOS ネットワークの構築や認知症サポーターの養成、認知症の人と、その家族、認知症サポーターが1つのチームとして活動する「チームオレンジ」の推進、成年後見制度の周知など、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられることを目指して、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

④点目の高齢者サービスの充実についてということでございますが、高齢者を地域で支えていくために必要な、地域の人々の支え合いや助け合いによる地域福祉活動の充実を図り、活性化の推進に努めてまいりたいと思います。そうした中、これまでも地域の福祉活動において重要な役割を果たしていただいているのが、民生委員児童委員の活動でございます。民生委員の役割の1つに、「地域の方の相談に耳を傾ける」ということがございます。相談内容によっては、負担がかかりますので、抱え込まずに、役場や社会福祉協議会につなげるようお伝えをさせていただいております。また、複数の自治会を担当する委員もいらっしゃいますので、民生・児童協力委員制度も活用して、連携して活動をしていただいております。町では、こうした委員活動を支援するため、毎月、定例会を開催し、委員相互の

情報交換、及び社会福祉協議会や高年介護課、健康福祉課など関係する機関からの情報提供をいたしております。また、視察研修や合同研修、さらに地域活動に対して助成し、高齢者の日常生活や生きがいがづくり、及び健康づくりを支える役割を担っていただけるように、支援をしてまいりたいと思います。

令和7年には、団塊の世代が75歳以上を迎え、令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となります。高齢化率も上がり続けると予測される中、「ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち」を基本理念に、庁舎内はもちろんのこと、各種機関や町民の皆様と、さらに連携を強めて、高齢になっても誰もが自分らしくいきいきと暮らせる町を、今後とも目指してまいりたいと思っております。

以上、ご質問に対する、この場での答えとさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） ①番の健康診断のことなど、いろいろ広報とか、防災無線で呼びかけをされておりますけれど、これ、今年、去年、一昨年と、3年前と比べて、人も、人口も減っておるんですけれど、参加率については、どのように動いております。推移していますか。そこらへんは、分かりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えさせていただきます。

特定健診の受診状況でございますが、国保加入者につきまして、令和3年度で33.3%、令和4年度で35.0%、令和5年度で37.1%と、微増ではございますが、年々、増えてきているという状況でございます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 人間の一番幸せというのは、健康であり、また、元気であるのが一番、人間の幸せでございますが、寝たきりになっても大変でございますし、家族なり、また、そういうサービスを受ける人が増えてきて、いわゆる、高齢者医療費がかさんでいきますけれど、そうやって、1人でも多くの方が参加していただいて、がんについても早く見つけることによって、それが治るような時代になってきておりますので、1人でも多くの人が受診をしていただいて、そういう早期発見に努めていただけたらと思っております。

それから、②番の共に支えあう地域づくりということで、人が減って、自治会活動もできなくなってきておりますが、そこらへんについては、私、村の名前は、ちょっと集落は言いませんが、ちょっと、ずっと、ウロウロしておったら、自治会長が、もう私、1人になってしもて、今までできよかったことが、もうできんようになってもと。こんなん、もう、家が、空き家が増えて、そういう、今まで、できていたことが、できなくなったんで、もう何年も草も生えて、もう何もできませんというような回答いうのか、話を聞くんですけれ

ど、そこらへんについては、やはり、近隣からも応援をいただいと、今、町長がおっしゃいましたけれど、その近隣からも、なかなか、そうやって派遣したり、大きな隣り合わせの、そういう人を寄って来てもらうということ自体も難しくなってきました。したら、やはり町が、民間の、そういう業者に頼んで、それらを、やってもらわんとあかんような格好になるんですけど、そこらへんは、町長、どう言うんですかね、税金で、それを補修していかんとあかんということでございますけれど、そこらへんについては、どのような認識をお持ちなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、集落の状況というのは、もう以前から、年々、そういう状態が進んできている。このことのために、町としても、そういった地域の方、また、自治会長さんたちとも、お話をさせていただきながら、1つは集落の自治活動ができないという中で、集落をある程度、統合して、集落活動が何とか可能にしていこうという取組、自治会の統合ですね。これも、もう早、10何年前に、そういう制度もつくって、場所、地域によっては、そうした統合もされました。

でも、まだ、全然、そうした活動、統合されない、そのまま、ずっと残っている集落もあります。

それと同時に、そうした、1集落だけでは、地域を最低維持していくのも、なかなか難しい中で、地域づくり協議会という活動の中で、それこそ、これは、できるだけ、みんなで支え合おうという活動、これが地域づくり協議会の趣旨ですから、そういうことも進めております。

そうした中で、行政としても、これまで地域の方々が自分たちの生活道路とか、そういうものの維持管理なんかに、自分たちで自主的にやっていた。それができない。ですから、それについては、集落間の基幹道路というようなところについては、最低、やっぱり、生活に支障がないように、町としても、公共事業として、それも草刈等も行ったたり、それから、集落間の道路の木が大きく生い茂って、なかなか、見通しも効かないというようなところ、これは毎年、そういう場所も伐採をして、木を切って、何とか、それを維持していく、そういう経費も、町としても、年々、これが増えております。そうした経常経費として、増えてきております。

それは、やはり地域を維持し、町を維持していくために、私は、必要な経費だと、お金だというふうに思いますけれども、ただ、それも、どこも全部をやっていくということになってしまうと、それは、町の財政としても、非常に、ほかのことができなくなります。

ですから、できる限り、自分たちの地域は、自分たちで、今までのような形で、維持していただく、そういう活動も、何とか続けていただきながら、それができないところを、町としても、現状を、しっかりと見ながら最低限の行政としての責任も果たしていくと、こういう形で進めていくしかないわけですから、そういうことで、見ていただいたとおり、そういうことを、今、既にやっておりますのでね、それは、十分、見ていただいているというふうに思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 集落の統合ということで、元気な人が、できない集落に赴いて、いろいろ手を差し伸べていくという成功例もあるんでしょうけれど、そういうふうなことは、前から言われておりますが、どのように、よくなったところについては、どういう集落が一緒になっておるといのが分かったら教えてください。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） まず、前提として、町のほうとしまして、確かに、そういう自分たちの小さくなった集落だけではやっていけない。何とか統合してやっていきたいというところに対しては、町のほうで、そういった支援をする助成金も設けてはおりますが。

やはり、これは、自治の問題ですので、町が無理やりとか、積極的に自治会の統合を進めているということではないということは、まずは申し上げておきたいと思います。

その上で、これまでに、幾つかの自治会が統合されてこられたことは、議員、よくご存じだと思います。

その中で、1つ大きなメリットと言いましようか、負担軽減につながっているというのは、やはり町に対する、そういう、例えば、自治会長とか、いろんな役職が、少なくなった自治会では、なかなか選任できなかった。苦しかったものが、1つ大きな組織となることで、それは、選任できるようになったというのが、私、1つは大きな、そういう統合したことによるメリットと、そういうところだというふうに考えております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そのことは分かっておるんですけど、実際やって、どの集落がひとつついて、それだけ成果を上げてきたかということの、それが分かったら教えてくださいと言うたんです。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そんなに、統合して、そこの集落がよくなるというね、もともと、そういうことの状態、やむを得ず統合をせざる得ない。それに、今、副町長が申しましたように、やっぱり行政との関係の中で、自治活動する上で、その人がいないと。そういうことが、何とか、統合することによって、人の役員になっていただく方々、そういう方々が選任ができるということですから、最低、それができるとによって、町としても、そういう方と地域の実情とか、地域からの要望とか、そういうものを受けながらやっているわけですから、そんなに地域が、それによって、よくなったとか、どうというようなことを言われても、それは分かりませんし、そんなことはないと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） その町が分からんというのが、私らにしたら、解せんところであって、やっぱり、そこらへんは、つかんでおかんとかかんと思います。

それから、住み慣れた地域で暮らすということで、計画の中で、地域で支える仕組みづくりとあるが、具体的に、そのやつについては、そのように住み慣れたところで、いつまでも本人としても、自分が生まれたとこ、自分が住んだとこということで、ずっと、そこでおり続けたいんですけど、どんどん、どんどん人が減って、それができなくなっておりますけれど、それらについても、やっぱり、ある程度は、集落なり一緒になったところで、なかなか、それができない現状になっておりますので、そこらへんについては、町として、再度なるかも分かりませんが、具体的な事柄について、もう少し、話が、お話ししていただくことがあればしていただきたいと思います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

今、おっしゃっています高齢化についてなんですけれども、高齢化は日本全国で起きている問題です。都市部につきましては、今後、高齢者数が爆発的に増加すると言われております。そして、高齢化が都市部でも起きる。佐用みたいな郡部でしたら、高齢者数は、今後、それほど増えることはないんですけれども、生産年齢、若い人が減少、少ないために高齢化率が上がっていくという、そういった現象が起きます。

それで、佐用町の場合なんですけれども、私は、高年介護課で介護保険の仕事をしているんですけれども、企画防災課と令和5年度、1年間かけまして、高齢者が今後、いつまでも住み慣れた地域で住んでいただくまちづくりは、どのようにしたらいいのかというところを考えていきました。その結果が、地域で助け合う、地域のデイサービスというものが1つ計画されました。今現在、江川地域づくり協議会では、江川地域で、そういった通いの場というのをつくられまして、そこで、いろいろ話し合っ、そこで話合いの場を設けて、助け合いが、そこから生じていることと思います。

あと、自治会でも、あと3自治会、そういった会を立ち上げられた自治会もあります。

これからは、高年介護課としましては、地域で助け合う、そういった仕組みづくりを考えていって、いつまでも住み慣れた地域で、みんなが幸せに過ごせますように、今後、事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） その中で、高齢者の方が増えて、いわゆる県下1本の中で、やはり都市部と比べたら、やはり掛金についても、今の中で、現状的には、どのように推移していきますか。山崎課長に伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 高齢者数の推移についてですが、高年介護課で、今後の推移をつかんでいるところでは、令和 22 年度 2040 年には、総人口は 9.984 人、65 歳以上人口は 5,493 人、高齢化率は 55%と見込んでおります。高齢化率が上がって行ったら、働き手も少なくなるということで、介護保険にしても、支える人が少なくなるというふうに見込んでおります。それを地域で何とか助け合う仕組みづくりというものを考えていっております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） やっぱり、都市部の人の多いところと比べて、だんだん人が減ってくれば、そういう支え合うんが、だんだん難しくなっておりますので、社協とか、それから、皆さんの、そういう元気な人が一緒になって、頑張っってやっっていくんとあかんということでございますけれど、この掛金についても、今の状態で、佐用が、どれぐらいまで、現狀的にもつというのか、そこらへん、どんなんでしょう。状態いうのか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 今のお尋ねの、まず、前段なんですけれども、高齢者の人口は、もう既に、減少の局面に入っています。65 歳以上の方はですね。

ただし、それ以上に生産年齢人口と年少人口が減りますので、高齢者の数としては減るけれども、高齢化率は、これからも、当面の間は上がり続けるということは、まず、ご理解をいただきたいと思います。

介護保険料ですけれども、このたび、この令和 6 年度の 4 月から第 9 期の計画に入りました。6,900 円ということで、第 8 期と変わらず、今回は、据え置いたということでございます。

これは、これまでの基金を幾らか取り崩して、今回の 3 年間については、この基金の取崩しで、何とかいけるだろうという推計の基に、6,900 円に据え置いたということでございますが、当然、基金にも限りはございます。それから、これから、介護サービスを、どのように利用していくかということによっても、当然、変わって、今後の見込みというのは変わってくるわけです。

実は、これ、全国的にも報道等でもご覧になられたかもしれませんが、私のイメージもそうだったんですけれども、こういう過疎中間地の高齢化率の非常に高い自治体ばかりが、こういう保険料が高いのかと思っておりましたら、このたびの、この 4 月以降の保険料で全国 1 高いのは、大阪市だということなんです。これ、非常に、私も意外だったんですけれども、これは、やはり、その自治体のサービスの需給の状況だったりということにもなります。ですから、先ほど、山崎課長が申しあげましたように、当然、高齢者の人数、あるいは、それを支える世代の人数ということも、保険料には、もちろん影響はしてまいりますが、適正なサービスの需給、そして通いの場で、そういう必要以上の、そういうサービ

スを受けるといことがないように、こういうサービスの適正化というのも図りながらやっていかないと、どんどん、どんどん保険料が上がって、皆さんの負担も増えてしまうと、そういうことになる、そういうふうに認識をしております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 江見副町長が、今、申されましたように、基金を取り崩して、3 年間は現状維持ということでございますけれど、その基金についても、やはり限度がありますので、いつまで、それが3年というのが続くのか、そこらへんの中身については、どんなんですか。基金が、まだ、それ以上に続けてやっていくことができるんですか。そこらへんは。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 介護保険の制度を、3年ごとに見直してまいりますけれども、今回、何とか、佐用町におきましては6,900円という平均をおさえて、低所得者といえますかの分については、できるだけ逆に、保険料が上がらない。介護保険計画の中で、高年介護課のほうが、いろいろと工夫しました。その中で、一部、当然、基金を活用しています。でも、その基金も、そんなに、わずかな基金ですから、これはもう、そんなに、この3年間の計画の中で、次の計画で基金があるかと言いますと、それはもうありません。

ただ、今回は、そうした基金を活用すると同時に、13段階に負担の段階を改定しました。今まで、10段階だったんですね。だから、いわゆる、高所得者の保険料が一気に上がっています。これは、本当に、だから、高所得で、今まで10あったところを、11、12、13という、ここの保険料の段階を、どんどんと上げたわけです。それによって、何とか6,900円を保っているという、非常に、ある意味では、そういう町民の一部の方になりますけど、負担をかけているということ、この実情があります。

そのためにも、介護保険の、今、副町長が申しましたように、これを全て介護保険給付で、いろんなサービスを行っていくと、これはもう限りなく上がっていくという、もっともっと上がって、これではやっていけなくなる。大阪市もそうだったんですけども、全国でも8,000円、9,000円というところがあるわけです。

ですから、それを少なくして、自分たちの保険金も少なく、負担を軽減するためにも、地域で介護保険を使わなくても済むような、いわゆる健康寿命というものを、これを伸ばしていく、そして、地域で皆さんが保険料を使わなくても、みんな、デイサービスとか、地域のデイサービスとか、そういうものをしていくと、そういう活動をしていくことによって、介護保険の制度上の給付というものを、これを軽減していこうという取組、これが山崎課長が申し上げた取組ですから、そういうことを、皆で考えてやっていかないと、こういう保険制度で、行政が運営するものだけで、今後の社会というものを維持していこうとした時には、これは、なかなか、今の3年ごとに見直すたびに、保険料を上げていかなきゃいけないという事態になるということ、これは、町民の皆さんも、よくご理解をいただいております。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、副町長が申された大阪市のほうが、ちょっと、実際、中身について、たくさんのごことをやって、それで、金がたくさん大阪市も要っておるといふ、そういうような解釈でいいんですか。その申されたこと、大阪市は佐用よりいふような言い方されましたけれど。そこらへんは、中身的にはどなん。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

大阪市の内容なんですけれども、訪問タイプのサービスの事業、そういった要望が、かなり増えたということが、私も記事で、新聞記事とかで見ました。報道とかで確認はしました。

ですから、そういったサービス、いろんなサービスがあるんですけども、都市部では、そういった訪問型のサービスが、今、増えていっているのではないかと考えております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 税金でも、たくさん収入がある人については、たくさん税金がかかるし、少ない人は少ないと。そして、介護保険でも、当然、収入がたくさんある方は、たくさん、払っていかなければならない。

それで、町長が申されたように、10 が 13 段階まで、中身を改善することによって、そういう掛ける人が、ちょっとでも増えて、その収入が、介護保険の分が、こう入ってくるというふうに申されました。

なかなか、そこらへんの兼ね合いもあるんでしょうけれど、高齢者も増えて、介護保険もたくさん要するという中で、難しい問題が出てきますけれど、やっぱり、それに対応したような格好の中で、皆が、知恵出したり、普段から元気になって、病気に、けがに、そういう介護保険にかからないような格好の中で、スポーツをしたりしながら、元気で頑張っへ行かんとあかんということが、よく分かりました。

町民の皆さんも、そういうように、元気で、普段からいていただいたらと思います。質問は、終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、5 番、大内将広員の発言を許可します。大内将広議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） おはようございます。5 番議席、公明党、大内将広です。

一般質問通告書にしたがって、3点、質問させていただきます。

1点目の説明をさせていただきます。

まず、放課後児童健全育成事業（学童保育）についてです。

令和2年3月策定の第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画における、放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、令和2年現在、町内4か所で実施している。今後も安全、適切な保育体制の維持を図りつつ、「放課後子どもプラン」の推進として、放課後、子ども教室との一体的サービスの提供もしくは連携を検討し、総合的な放課後対策に取り組みますと記載されておりました。令和6年度予測で低学年128人、高学年46人利用されるということですが。そこで伺います。

①つ、夏休みの期間は学童保育として預けられるのは、8月1日から31日までとなっている。実際は7月下旬から夏休みに入るので、7月下旬から学童保育として預けることができないか。

②、春休み、冬休みの期間も預けられるようにならないか。

③、学童保育を受け入れる担当者は不足していないのか。

以上、質問させていただきます。

あとの2点の質問は、指定の席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（千種和英君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）

それでは、学童保育についてのご質問にお答えさせていただきます。

学童保育とは、正式名称は「放課後児童クラブ」と言い、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として開設しております。

町では、第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画を策定しておりますが、その中の基本目標にある「子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり」の一環として、この学童保育も実施しているところでございます。

学童保育の概要につきましては、対象者は小学校1年生から6年生までの児童で、学校登校日の放課後や長期休業中に、保護者の就労などにより家庭で監護できない児童を預かり、適切な生活習慣や遊びの場を通して健全な育成を図ることを目的としております。

現在、佐用町においては、各小学校単位に佐用・上月・南光・三日月学童を開設しており、利用登録者数は5月1日現在で171人となっております。なお、夏休み期間の8月のみの利用も可能で、現在6名の登録があります。それぞれの学童には、施設の広さに応じて定員を定めており、定員に余裕がある場合は随時、利用申し込みを受け付けております。

利用料金につきましては、月額保育料6,000円とおやつ代の1,000円、傷害保険代が年額800円となっております。また、夏休みの8月のみの利用は、保育料2万円とおやつ代の1,000円、傷害保険代800円となっております。なお、利用料金については、子育て支援施策として減免制度を設けており、就学援助世帯及び第2子以降は月額保育料金が免除になっております。

それでは①点目の、7月下旬から学童保育を利用することができないかについてのお答えをいたします。

夏休みは、7月21日から始まりますが、8月のみの利用申込みでは、夏休み初日からの利用ができないとの趣旨かと思いますが、その場合は、7月の利用希望日から通年利用と

してお申込みいただくことで、夏休み期間中もご利用いただくことができます。

なお、夏休み等長期休業中の保育時間は、午前8時から午後6時までとなっております。

②点目の、春休み及び冬休み期間も学童保育を利用できないかというご質問ですが、春休みや冬休みについても、夏休み同様、利用開始日から通年利用のお申し込みをしていただくことで、ご利用いただけます。

③点目の学童保育支援員及び補助員が不足しているかどうかというご質問ですが、支援員及び補助員の配置人数については、厚生労働省令の規定により、保育児童40人に対し2人以上配置することとなっております。現在、佐用町は、その基準を満たしておりますが、最近では、特別な支援を要する児童も増えていることや、また、長期休業中などは、保育時間が長いことから、スポットで入っていただく補助員や臨時の学生アルバイトの確保に苦慮しているところでございます。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 今、お聞きしまして、1年間、通年登録ですか、それをしておけば、春休みや冬休みは見てもらえる。

夏休みも通年事業であれば、7月の休みからも見てもらえるんですが、短期で、夏休みとか、春や冬休み、そこだけを申し込むことは、春や冬休みは申し込めないことやね。通年では。通年じゃなくて、短期で、そこだけをお願いするということできないということに思うんですが。

それで、夏休みだけ申し込むのであれば、7月の休みの時からは取れない。預けることができないということを理解しているんですが、そのへん、どうでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 基本、学童保育は、保護者の就労によって監護できないということでやっておりますので、夏休みだけ、その子供の世話ができないという設定は、あまり想定しておりません。

だから、通年を通して、子供の世話ができないという方を対象にしておりますし、夏休みが8月だけというのは、特別に、夏休み期間が長いということで、特別には設けておりますけれど、通年利用をしていただくことによって、その長期休業中も利用できるということで、ご理解をいただいているというふうには思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 私は、そのとこを、ちょっと、ある人から質問受けたんです。

だから、夏休みで、夏休み子供なったから、7月の下旬にね、ほんなら、預けようかと思ったら、8月まで待たなあかん。それを、同じように合わせてもらえないか。夏休みの期間中にいうことを聞いたんです。

それで、また、春や冬休み、短いんですけれども、ちょっと、見てもらいたいと言っても、通年で登録いうか、お願いしていかなければ、預かってもらえないということ聞いたんで、ちょっと、そのへんは、どうにかならないかなという質問です。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 定員に空きがあればという話になりますけれど、7月から通年利用ということで申し込んでいただけたら、大丈夫だと思います。

例えば、冬休み、春休みについても、同じで、春休みも3月、4月という形で、その時に、通年利用ということで、申し込んでいただけたら、利用はできます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 通年利用で申し込むということは、1年間支払うということやねというふうに、僕は、解釈するんやけど。違いますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 通年の捉え方はそうなんですけれども、保育料につきましては、2か月ごとの請求となっております。最初に1年分払っていただくんじゃなくて、利用いただいた分の2か月分をお支払いいただくような形で、例えば、今、教育長が説明しましたように、空きがあれば申し込んでいただいて、受付させていただきますので、その利用していただいた月の分をお支払いいただくような形でさせていただいております。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ちょっと、理解しにくいところが、ちょっとあるんやけど、どうしても、今まで、1人か何人か分からないんですけど、そういう申し込まれたことがある人があるんです。

だから、うちの子供預かってもらえないかと。その時、断られたということなので、もし、それが行けるんだったら、それで、また、今後は、そういうふうに、そう言われる方に対して、取り組んでもらえればいいと思うんですが、そのへん、前の時は、断られたそうです。

夏休みのことを限って言えば、夏休みの7月の下旬から預けてもらえないかとお願いし

たら無理だったと。

ほんなら、7月の通年から、7月、8月、それで、9月にやめても通年になるということやね。

何か、よう分からんのですけれども、よろしいんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） すみません。

今、議員がおっしゃられた、夏休み期間を7月から受け付けるということに対しての申込みを断ったというのは、ちょっと、私、多分、昨年のお話を議員は、

5番（大内将広君） いやいや、

教育課長（三浦秀忠君） 今年ですかね、ということは、ちょっと、今のところお聞きはしていないのですが、今、議員が解釈されたように、通年利用も、必要が、例えば、親の就労機会という面で捉えれば、当然ながら、7月から子供の監護ができなくなったということで、預けたいという方も当然いらっしゃると思います。そういうことも含めると、7月からの通年申込をしていただく、それで、7月、8月、当然ながら、9月になったら、また、仕事を辞められて、監護ができる状態になって、条例上は預かることができない。私側から言えば、預かることができなくなれば、当然、対象になると、その夏休み期間中だけ預かるということもありますので、実際は、今、おっしゃられたような、7月、8月だけという、お預かりするようなケースも考えられます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） あまりしつこうもあれなんですけど、4月に、一日に通年として申し込むんであって、7月頃に、ああ、ちょっと、自分とこの子供を預けたいと、7月に、通年やいうので、預けることができるんですか。今の答弁では。ほんなら、ちょっと、内容的におかしいんじゃないかなと思うんですが、そのへん。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 感じ方としては、確かにおかしいのではないかとということでありまして、けれども、実際に、そういうケースが、突然、家の監護ができない。家庭の介護される方が増えたりとか、そういったケースが、途中から、当然、生まれますので、最初の答弁でさせていただいたように、そういうケースの場合、空きがあれば、当然ながら、受付させていただくというふうな、間口を開いております。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 空きがあれば、それは、また、その時に、もし誰かが父兄の方が言われたら、よろしく受付をお願いしたいと思います。

それと、担当の方ですけど、非常に、学校の勉強よりも、担当されている時間を非常に見る時間が長いと思うんですね。その時間の割には、聞きよったら、報酬が少ないのではないかなど思ったりもするんですね。非常に大変なけがをしたら困るし、それで、じっと、どのような、この見方をされているのかは、ちょっと、僕も分からないので、その点も、ちょっと、聞きたい思うんですけど、どういうふうな、この子供の見守りを、学童でされているのか。

それと、やはり報酬面で、ちょっと上げてあげたら、大学生なんかでも、よりアルバイトが取りやすくなるだろうと。子供と対応して、勉強するのも、大学生のアルバイトの子は、いろんな勉強にもなるしというふうな点を思うんですが、その2点、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） お答えします。

通常、学校の授業が終わりまして、6時までということで、通常の平日においては、3時間ぐらい、4時間ないしあるんですが、そこで、基本的には、子供の遊びの補助をするとか、そういったことが多いです。

それと、最初の答弁にもありましたように、最近は、特別な支援を要する子もたくさんいまして、議員おっしゃられるように、手のかかる子がおって、支援員さんの大変負担は多くなっているのが事実として認識しております。

そういうこともあり、2か月に一度、支援員さんばかり集まっていただいて、事務局と一緒にいろんな協議をしながら、いろんな、もう少し支援がほしいとかいったことに対しては、できるだけ要望に応じて、支援員さんお負担を少なくするような取組もしておるわけなんですけれども、親からの要望があれば、宿題等の支援はしないですけど、する機会を与えたりとか、そういった、できるだけ保護者が望んでおられるようなことに対する手立てをしているような状況もございます。

給料面につきましては、一応、職員と同じような形で、総務課長のほうから、また、よろしくお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） それでは、報酬面につきましては、私のほうからお答えさせていただきますが、まずは、勤務時間、週当たりの勤務時間によりまして、給料は変わるんですけども、12時間以上勤務される場合は、もう月額ということで、一般の会計年度任用職員と同じ給料を支払いさせていただいてます。

それで、週当たりの時間で案分して支払うということになっております。

それで、15.5時間以上働かれる方につきましては、期末手当、それから、今回から勤勉

手当も対象ということで、報酬面につきましては、充実させていただいているというふうに考えております。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） ありがとうございます。

その点、今後とも、いろいろ、これから、より学童保育の人が、佐用町は、人口が、子供の人口が減っていくのであれなんですけれども、やっぱり学童保育の負担も見てもらいたい人も共稼ぎなんかが増えていくんじゃないかということで、その点、充実した学童保育もしてもらってってもらいたいなということで、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目ですけども、佐用町宿泊施設についてを質問させていただきます。

自然の豊かな町として、星のきれいな町として、また、国、県、町の指定を受けた文化財もあります。しかし、観光やビジネスで来られても泊まる場所がなければ、他の市、町に逃げてしまう。そこで、お伺いします。

①つ、佐用町に宿泊施設は何件あるのか。また、平均して1泊どのぐらい費用が要るのか。素泊まりしても宿泊施設としては値段が高いのではないかと聞いてきました。

②番、町が公営住宅などを素泊まりできる宿泊施設として、安価の料金で貸出しできないか。

③、笹ヶ丘荘のレストランの営業時間が、11時から19時まで、ラストオーダーは18時半までになっている。観光やビジネスで来られて、その時間よりも遅くなることがある。もう少し遅くまで営業すれば集客が増えるのではないか。

④、古民家、空き家を利用して、宿泊施設をしたいという方がおられれば、町として、何らかの支援、財政面も含めてできないかということ、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの2つ目のご質問でございます佐用町宿泊施設について、お答えをさせていただきます。

まず、本町には、中山間地域特有の美しい身近な自然や、また、日本の原風景とも言える棚田、また、朝霧による壮大な雲海の景観などのほか、利神城跡や平福の町並み、上月城址、三日月藩乃井野の陣屋跡、そして、西の高野山とも言われる南光坊瑠璃寺などの名所、旧跡をはじめ、世界最大級の望遠鏡なゆたを備えた兵庫県立大学西はりま天文台公園や木造音楽堂のスピカホールという、様々な魅力を備えた観光スポットが点在をしております。

また、サッカーやゴルフなどのスポーツや南光自然観察村でのキャンプなどを含めた令和5年度の観光入込客数は約56万人で、そのうち宿泊者数は、6万4,000人と統計上となっております。

それでは、①点目の佐用町の宿泊施設は何件あるのか。また、平均して1泊どのぐらいの費用が要るのか。素泊まりしても、宿泊施設としては、値段が高いのではないかとということについてでございますが、町内の公営宿泊施設は3施設、笹ヶ丘荘、それから、西は

りま天文台、南光自然観察村。また、民間での施設は、町で把握している限りでは、十数施設がございます。

宿泊料金につきましては、1棟貸し宿泊施設もあり、運営方法に伴う料金体系が異なるために、一概に平均をお示しすることはできませんけれども、素泊まり料金としては、笹ヶ丘荘では、1人当たり平均約6,500円。また、民宿等では4,000円程度であります。それから、ビジネスホテルにつきましては3,500円。西はりま天文台のロッジでは、5人部屋1室当たりが7,400円となっております。それら、それぞれの施設、かなりの内容的にも比較が難しいんですけれども、全国的に見て、類似の施設と比較して、特段に佐用町内での施設が高額であるということはないというふうに思われます。

次に、②点目の佐用町が公営住宅などを素泊まりできる宿泊施設として安価の料金で貸出しできないのかということですが、まず、公営住宅とは、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、それを住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものであるということが、公営住宅法で規定をされているわけであります。

そのため公営住宅を宿泊施設として貸し出すことというようなことにつきましては、公営住宅法の目的から照らし合わせても、そうした貸出しなり、そういう公営住宅を、そういう形で使うということではできません。

次に③点目の笹ヶ丘荘のレストランの営業時間が午前11時から午後7時までで、ラストオーダーは、午後6時半ということになっていますが、観光やビジネスで来られて、その時間より遅くなることもあり、もう少し遅くまで営業すれば、集客が増えるのではないのかということについてでございますが、通常、午後6時以降に来客されるお客様は、宿泊者かお風呂を利用される方が多いように見受けられます。レストランの営業時間を延長すれば、多少、利用者が見込まれるかもしれませんが、職員の人員確保や勤務時間の延長による人件費等が必要となりますし、そうした経費を賄える売り上げが見込みにくいという状況でもございますので、現状では、レストランの営業時間の延長ということは考えておりません。

次に④点目の古民家を利用して、宿泊施設をしたいという方がおられれば、町としても何らかの支援、財政面も含めてできないのかということですが、空き家を利用して宿泊施設をされる方が利用できる補助といたしましては、建物の修繕・リフォームを目的とした兵庫県の補助金制度であります空き家活用支援事業というのがございます。

築年数や耐震補強が必要などの諸条件がございますが、当該補助金のメニューの中で民泊であれば住宅型、旅館業法による簡易宿泊所やホテル・旅館については事業所型ということで、申請することができます。

また、民泊施設は対象外となりますが、起業に際しての補助金として、新規起業・創業支援事業補助金、補助率は3分の1で、1年目が上限額150万円、2年目が上限額50万円、計200万円というのが、町として、そういう制度を設けております。ただし、旅館業法の、これも当然、認可を得ていただくということが条件となります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 私が、この質問して、後で、インターネットで、佐用町の宿泊施設を調べようとしたら、なかなか、出てこないんですね。結局は、いろんなタウンページとか、

ほかのところを見たりして、それで、調べな分りにくいということで、これから、コロナ禍も収まりまして、多くの方が佐用町を訪れる可能性もあります。そういうことを含めて、佐用町の町として、どこに、どういう宿泊施設があって、大体、どのぐらいの値段やということを、何かで発信できないかなと思います。その点は、難しいのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

町のホームページでございますけれども、そちらのほうには、当然、町関連の施設の宿泊施設のご案内をいたしております。

ただ、民間の施設の宿泊施設というのは、こちらのほうでご案内できておりませんので、そちらの民間の宿泊施設とかにつきまして、例えば、今は、既に、佐用町の観光協会のホームページ、そういったところで、宿泊施設というふうなところ、項目がございますので、そういったところから検索ができるような形になっております。

また、別のほうでも、別の web サイトの広告というのをを出しております、そちらの別の企業のほうから、そういった宿泊施設、佐用町というふうなものを調べていただきましたら、佐用町内の宿泊施設が出るような形で、そちらのほうにも、町としても依頼して、宣伝もしているところでございます。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） そちらのとも、ちょっと、僕は、調べ方がおかしかったんか分からないんですが、調べてみたんですけど、なかなか出てこないです。いろんなところのね。限られたとこしか出てこない。

何か、今、町長が言われた、17 ぐらい施設があるのではないかとということ言われていましたけど、そんなに出てこないです。

で、最終的に、岡山県のほうとか、作東の、そちらのほうの宿泊施設が出てきたりして、それで、その点、もっと、分かりやすい、佐用町に来られた方が、パッと見て、パッと分かるようにしてもらえんかなと、僕自身見よって、なかなか分かりにくいんです。だから、佐用町の宿泊施設って、したら、パッと出たら、ああ、こういう宿泊施設あるんやな。ほな、この電話聞いてみて、空きがあるんかなというんが分かるんですけど、そういうのがないので、そのへんを、できないかなと思いました。はい。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 情報の公開というか、ホームページのことまで話が至りそうだったので、私から分かる範囲でお答えさせていただきます。

先ほど、諏訪商工観光課長が申しました観光協会のページには、先ほど、町長が申しました 17 全てについては、紹介させていただいておりませんが、今後、商工会とかと

関係を持ちながら、そういった施設を紹介できるかということは検討させていただきたいとは思っています。

あとは、ご覧になれる方が、どのような検索をするかという、キーワードによって、引っかかるか、引っかかってこないかという問題になってくると思いますので、そこについて、私たちから、これ以上、努力することというのは、できないかというふうに思います。

それから、新しい技術としましては、チャット GPT というような AI を活用したようなことで、佐用町のこういった宿泊施設を探していますというようなことを書けば、それに合った宿泊施設が検索できるような時代が、もうやってきていますので、そういった検索方法もご検討いただければというふうに思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） できる限り、分かりやすい、私も年なので、なかなか探しよって、あれ出て来ん、何もない。それで、ここの旅館は、もう辞めておるんやないかとか、そんなんが残っていたりする。インターネットでは。だから、そういうことも、なかなか分かりにくい面がありまして、少しでも分かりやすいようにしてもらえればいいと思います。

それと、やはり、ここにビジネスで来られて、休む、どこかへ素泊まりでもしたいという時に、なかなか泊まる場所がない。笹ヶ丘は、特に、泊まれるんですけども、夏に近づいたら研修とか、いろんなんで、サッカーとかで、ほとんど、この一般の人が使われないような状態になるので、町のほうで、どこか、そういうような泊まれるような施設というのが、協力してできることが、素泊まりでできるようなところができないかなと思って、ちょっと、公共施設というて書いたんですけど、そのへんで、ちょっと、僕は、思って、考えて言った限りなんです。

それで、そのへん、町として、もう少し、この施設を増やすような、協力してできるようなことは、ちょっと難しいのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 佐用町は、大きな観光地とか、そういう地域ではありませんので、施設としても、非常に規模も小さい。しかも、たくさん 10 数施設あるだろうという中にも、いわゆる、民宿的なものとか、最近では、1 棟貸しで、グラミンカのような形で、経営されているところ、町内でも何か所か、そういうものもあります。ですから、そういう施設についても、それぞれが、観光協会という形で、佐用町はできるだけ町外の方々に協会のホームページとか、そういうところでは、紹介をさせていただけるようにはなっておりますけれども、個人営業的にされていて、あまり、そういう観光協会にも入っておられないというようなところも、多分、あるんですよ。

ですから、そういう中で、確かに、季節、シーズンによっては、特に、佐用町としての町として紹介できる一番中心は、笹ヶ丘荘という施設、ホテル形式でご利用いただけるんですけども、合宿とかでね、そういう中で、一般の方が、そのシーズンに申込みされても、もういっぱい予約ができないというようなことも、私らも経験もしております。

ただ、町内にある、今、施設で、ゴルフ場関係で、それぞれが宿泊施設を持っておられまして、そういう施設をご協力いただいて、町としても紹介をさせていただいたり、そういう施設が、今、かなり利用させていただいておりますので、新たに、宿泊施設を、今の時代、そうした施設を新しくつくるといふようなことは、今のところ、なかなか難しいのではないかなというふうに思います。

こうして、空き家を活用して、あちこちに、そうした旅行の仕方も違うし、利用される方も、いろんな方のニーズというのがあるって、古民家とか、そういうものを活用した施設、そういうものが、かなり利用もされているという、このへんは、そういう施設を運営をしていきたいとか、そういう施設の経営をしたいというのについては、先ほどのように、県も、そういう施設に対しての事業、そういう民泊ですよ、古民家、そういう活用についての補助制度も設けて、最近も町内でも、そういう制度を利用して、今、整備を、そういう施設をつくられていっている方もいらっしゃいますし、町としても、そうした、先ほど、申し上げましたような新規起業という形で、助成もさせていただいたり、そういう取組を支援をしていきたいというのが、今の現状です。はい。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

この質問は、宿泊施設のことは、以上で終わりたいと思います。

続きまして、3点目の質問に入らせていただきます。

外国人材の活用についてです。

文部科学省は、5月9日、全国の公立小中高校を対象にした。2023年英語教育実施状況調査の結果を公表しました。英語力が中3で英検3級相当以上の生徒は50%、高3で英検準2級相当以上は50.6%となり13年度以来、初めて50%を超えました。政府は27年度中に、それぞれ60%以上にすると目標を挙げています。これを踏まえて、佐用町では、日本語学校の生徒にある程度の報酬を出して、小中高に交流をさせて、英語力のアップを、より図れないかと考えます。日本語学校の生徒は、学びながらアルバイトをしているが、中には、町外まで出てアルバイトをしている人もあると聞いている。日本語学校の生徒も少しでも生活の足しになるし、小中高の生徒も英語学力アップにつながると思う。町として取り組んでもらえないか。また、公人として雇うとか、これは、外国人材、日本語学校だけやなしに、そういう外国人材のことで、公人として雇うか、地域協力隊として雇うか、町として多文化共生を推進できないかというようなことを質問させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（千種和英君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、外国人材の活用についてということで、大きな趣旨としては、日本語学校の生徒と小中学生の交流、英語力のアップを図れないかということについて、まず、お答えさせていただきます。

旧久崎小学校跡地の利活用事業者である佐用日本語学校の生徒さんは、約1年半から2年の間、佐用町内で寮生活を送り、アルバイトをしながら、日本語、そして、日本の生活

や文化などを学び、卒業後には、日本の大学や専門学校への進学、あるいは就職、また、母国で起業等を目指しておられます。

現在、佐用日本語学校の生徒数は53名で、国籍は、ミャンマー・スリランカ・ネパール・バングラデシュの4か国となっております。

そのうち、母国において共通言語として第二外国語を英語を使用している国の出身者はスリランカ出身の4人だけであり、その他の生徒の出身国は、バングラデシュ15人、ネパール19人、ミャンマー15人で、英語を公用語としていない国の出身者でございます。

日本語学校の生徒さんが英語の指導ができるような語学力であるかは、把握しておりませんが、スリランカとミャンマー出身の2人が大学で英語を履修しており、そのほかに英語を話せると言われる生徒数は、5人であると聞いております。

議員の質問にあります小中高に交流をさせて英語力のアップを図ることは、このことから、現実的には難しい状況にあると言えます。

現在、各小中学校の外国語活動や英語科の授業には、ALTと呼ばれる外国語指導助手を配置しております。児童生徒の英語の発音や国際理解教育の向上を目的として、担当教員の補助で授業等に関わっております。2名のALTが、それぞれ中学校2校と小学校2校を担当して、ほとんどの外国語活動や英語科の授業に入れるように1週間のスケジュールも工夫しております。また、授業がない夏休みの期間は、イングリッシュ・シャワーームを開設し、希望した児童生徒がマンツーマンで英会話ができる機会もつくっております。また、町内の保育園にも訪問し、園児たちと交流する機会も設けております。

また、小学校では、兵庫型学習システム推進教員として、中学校の英語の免許状有する教員を配置し、その教員が授業を担当し、ALTと協力して継続的な授業を行うことで、より専門的で効果的な指導体制の充実を図っているところでございます。

したがって、現時点では、担当教員とALTによる授業の充実を進めておりますので、日本語学校の生徒さんをアルバイトとして報酬を出して学校の授業に入ってもらおうことは考えておりません。

ただし、大内議員が提案されたように、国際理解教育や多文化共生の観点から、日本語学校の生徒さんと小中学校の児童生徒が交流することは、貴重な体験にもなりますし、教育的な効果も期待できるものと思われまますので、今後は、各小中学校で行っている総合的な学習の時間等の中で、日本語学校の生徒さんと小中学校の児童生徒が交流できる機会の設定を検討できればと考えます。

なお、現在、日本語学校の生徒さんには、町関連施設では、町民プールや笹ヶ丘荘で会計年度任用職員などとして勤務をいただいているほか、町内の様々な事業所や店舗においてアルバイトをされており、アルバイトが縁で、昨年度の卒業生のうち、5名が佐用町内の医療機関や介護施設へ就職をされております。

今後、人材不足が深刻化する分野における新たな担い手としての活躍、地域イベントへの積極的な参加などによる異文化交流の促進などに、大いに期待するとともに、町といたしましても佐用日本語学校等との連携を密にしながら、さらなる多文化共生の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 今、いろいろと意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

ます。

日本語学校で勉強されている生徒は、日本語を学びに来られているので、それを英語というのは、ちょっと失礼なことかなと思って、反省しておるんですが、とにかく、今、言われたように、交流をされて、お互いに日本のことも学んだり、子供たちも、そういう、いろんな国の人の考え方や文化を学べるのに、考えていくということで、それは、その方向で、すばらしいことやないかなと思っていますので、続けて、そういうようなんお願いしたいと思います。

それで、ちょっと、と思いますが、今、佐用町で外国人労働者を使われている企業があると思うんですが、ちょっと、新聞なんかで見ますと、非常に言葉のことで、いろいろと意思疎通がしにくく、やりにくいんやけども、そのへんは、佐用町としては、そういう話を聞かれることがあるんでしょうか。それで、要は、今後、これから、より外国人の人が、この佐用町で働く上で、そのへんの対応というのは、日本語学校だけやなしに、何か考えられておられますか。ちょっと、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 佐用町内でも、今、ご質問いただいたとおり、技能実習生という、制度が変わって、いつからでしたか、育成就労というような形に変わるといふように伺っておりますけれども、外国人の方が、佐用町のほうに来ていただいて、一生懸命働いておられる事業所が複数あるのは認識しております。

今現在、確か、250名程度、佐用町の外国人の数というのは、250名程度だったというふうに思います。

技能実習生を雇用されておられる事業所の皆さんにおかれましては、そのへん、非常に、どう言うんでしょう、手厚く対応されているように、私の認識では思っております。

例えば、役場で転入と言いますか、そういう在留の手続きをされる時に、担当の方が一緒に付き添われたりして、丁寧に対応されておられますし、あと、例えば、国際交流協会で、「いなかのえんげ」というような行事をしたり、笹ヶ丘のところで、そういう行事をした時にも、全ての事業所ではございませんが、そういった行事に参加をいただいているところもございます。

また、それに加えて、これも全てではないと思いますが、国際交流協会の方々が、生涯学習課のほうで、日本語教室というものを実施をさせていただいております。その中に、そういう技能実習生の方で、日本語に不安のある方という方も参加をいただいていると思いますので、そういう形で、協会の方々の協力も得ながら、そういった方面に対応しているというのが実際でございますので、これからも、そういったことについては、継続してまいりたいと思っております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

外国人人材の活用について、これからも、いろいろと継続していただきたいと思います。いまして、この質問を終わらせていただきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大内将広議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午前11時52分 休憩

午後01時30分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見寛治議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。
今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき、質問をさせていただきます。
この席からは、農業振興の取組について、質問をさせていただき、再質問については、所定の席から、質問をさせていただきます。
令和4年3月に策定された、佐用町第2次総合計画後期基本計画、令和4年から8年度の第1節、佐用の産業と観光・交流を創造するの2.「農林業の振興」の「現状と課題」の中で、本町の基幹産業である農林業は、近年高齢化への拍車がさらに進み、担い手である若者の減少もあいまって、高齢または零細な農林業者が次第に経営から離れてきている。規模が小さく、競争力の強い産品を持たないことから厳しい状況が続いているのが現状としている。
課題として、農業は稲作が中心で、地域振興作物として麦、大豆のほか、ひまわり、そば、ナス、ジャンボピーマン、自然薯、丹波黒大豆などの栽培にも取り組んでいるが、消費の減少、農作物の価格の低迷、有害鳥獣による農作物への被害増大などで農業生産量が減少し、集落営農組織の維持や、遊休農地の拡大があるとしている。
こうした現状を改善するため、ほ場整備などを進めていく一方、農業の多様な担い手の確保、経営基盤の強化、農地などの有効利用と維持再生、地域特産物のブランド化や観光を含めた農業を推進することが必要としている。
これらの現状、課題、方針を踏まえ、今後の農業振興の取組についてお尋ねします。
1、営農組織の担い手の確保・育成について。
2、有害鳥獣対策について。
3、特産品の生産育成、その加工品の研究開発について。
4、農業振興施設の整備について。
以上、よろしくお願いをいたします。

議長（千種和英君） 庵辻町長。

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からの農業振興の取組についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員、今、ご発言のとおり、佐用町における農業の状況は、過疎化と高齢化の影響により、担い手が急激に減少しております。特に、第二種兼業農家におかれましては、この傾向が顕著に表れていることに加えて、小規模農業の経済性の低さから、高額な農業機械を更新してまで、営農を継続しようとする方が減少しているのが現実ではないかというふうに感じております。

そこで、1点目のご質問でございますが、営農組織の担い手の確保・育成について、お答えをさせていただきます。

本町の農業については、先ほど申し上げましたとおり、若者の減少に伴う担い手の高齢化や物価の高騰により、安定した農業経営を続けることが困難となっております。また、耕作条件が、平野部と比べて、非常に悪い本町において、農地の集約化やスマート農業の導入によって、農作業の効率化を図ることが難しい課題となっております。

そのような中、一定要件を満たす農業者を認定農業者として認定し、国や県からの補助金の交付対象とするほか、町としても独自に様々な支援も行っております。

その町独自支援の主な内容といたしましては、これまで何度もご説明をさせていただいているところでありますが、1ヘクタール以上の営農をされている農業者に対して、10アール当たり、認定農業者には1万円、認定農業者以外の方には7,000円を交付させていただいており、担い手への集積の促進と支援を行っております。

また、認定農業者や集落営農が農業用機械を導入する場合には、50万円の上限は設けてはおりますが、これも助成をさせていただいております。

さらに、農業者向けの低金利貸付制度などの金融制度をご紹介させていただくなど、様々なご相談をお受けさせていただいております。

そのほかにも、光都農林振興事務所や光都農業改良普及センターと連携して、農業者が就農した後もサポートや相談できる体制を整え、安心して農業を続けることができる環境づくりに努めているところでございます。

今後については、さらに農業者が減少することで、耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念をされております。そのため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を進めて、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保しながら、農地バンクを活用した農地の集約化等を行い、担い手の確保と育成を進める方針であります。

次に、2点目の有害鳥獣対策についてであります。議員ご承知のとおり、鳥獣害の被害は非常に大きく、農業被害額で見れば、令和2年度は981万円、令和3年度が911万円、令和4年度で793万円となっており、一見、減少傾向に見えますが、この被害額は、農業共済に報告のあった被害額であり、家庭菜園等共済金の支払い要件には含まれない被害については十分、網羅されていない点や、鳥獣被害を理由に耕作を諦めた人がいる点を考えると、金額以上の被害があるというふうに考えております。

これらの被害防止対策として、各自治会や農会において、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置させていただいております。町では、この対策に当たり、設置される防護柵の材料費に対して、新設では85%、更新では70%を支援させていただいております。過去3年間の実績では、令和4年度、18地区に対して約1,600万円の補助を行いました。令和5年度においても要望のあった24地区に対しまして2,500万円の補助を行い、また、令和6年度予算におきましても同額の2,500万円を予算計上させていただいております。

獣害対策については、近隣の自治体と比較して、手厚く支援をさせていただいていることも、議員もご承知いただいていることと思っておりますが、設置をした柵の効果を十分に発揮させるためには、日常の維持管理が非常に重要であります。そのため、管理の仕方について、農会長会でチラシを配布したり、個別に相談があった際には担当者から説明させていただいているところであります。また、3月の広報紙では、獣害特集の記事を掲載し、佐用町の獣害に強いまちづくりのモデル地区として、江川、仁方集落の取組や防護柵の管理の仕方などを紹介させていただいたところであります。多額の費用を投じて設置した獣害防止柵でありますので、その効果を十分に発揮できるように、引き続き、管理の仕方等についても周知・啓発を行ってまいります。

また、被害の防止のためには、防護することも大切であります。捕獲による個体数管理も重要でございます。

そのため、令和5年度より獣害防止に効果的な新たな技術や手法として、環境省から補助を受けて、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組んでおりまして、赤外線ドローンを使った狩猟の実証実験を本年度も継続して取り組んでまいります。

また、新たな取組といたしまして、獣害対策支援分野の地域おこし協力隊員2名を、新たに採用をいたしました。隊員には、有害鳥獣の捕獲活動も行っていただくほか、広報活動や狩猟体験会を通じたハンターの人材確保、先端技術を用いた獣害対策活動、獣害対策の勉強会、ジビエの活用等、幅広く活動をしていただく予定であります。

猟友会の会員も農業者と同様に、後継者不足が課題となっておりますので、地域おこし協力隊をはじめとして、若い方の参画と活躍を期待をしているところであります。

以上のように、新しい手法による効率的な狩猟の模索を行うとともに、従来から実施をしております有害捕獲への取組を継続して、積極的な個体数管理も、今後とも続けてまいりたいと思っております。

次に、3点目の特産品の生産育成、その他加工品の研究開発についてと4点目の農業振興施設の整備についてのご質問につきましては、それぞれ関連がございますので、併せてお答えをさせていただきますが、国においては、食料自給率の向上のため、主要な穀物である米、麦、大豆の3品目について、安定生産、安定供給に注力されているところであります。町においては、町内でのあらゆる農産物の生産のために、農業経営所得安定対策事業をはじめとする国や県の補助事業を積極的に活用しているところであり、それら農産物の出荷先として、味わいの里三日月の直売所をリニューアルしたところでございます。

本年度においては、既に、ご報告をさせていただいておりますとおり、惣菜等の加工場と、みそ工場を建設する計画でございます。

町の特産品の中でも、「佐用もち大豆」、「ひまわり」、「そば」の3品目については、特に奨励作物として、生産と出荷に対する支援を行っているところであります。農業者のみなさんのご理解とご協力を得て、特に「佐用もち大豆」の生産量は、毎年、増加傾向にございます。一方、消費のほうでは、ご好評をいただいております「もち大豆みそ」をはじめとする加工品の原料として、全生産量約110トンのうち、約3分の1に当たる35トン、このもち大豆みそに使用しておりますが、残りの3分の2は一般大豆として、全農を通じて全国に流通をしているところでございます。生産量が増加する一方で、地域内での消費は、それほど拡大をしていない状況でありますので、今年度、建設をいたします。みそ加工場では、もち大豆みその年間生産量を、現行の90トンから150トンに増産し、地域内での消費を増大させる計画でございます。さらに、佐用もち大豆を使った新商品の開発のため、高野豆腐で有名な旭松食品さんと、フリーズドライ商品や大豆ミートの開発に取り組んでいるところでございます。

また、ひまわりについては、昨年度から、収穫時期を調整して、ひまわり油の品質の向

上に取り組み、一定の成果を得ております。

また、そばについては、生産される全てを、元気工房さようで購入取り、味わいの里三日月で本格手打ちそばを提供させていただき、ご好評をいただいているところでございます。

昨年度から整備をしております、味わいの里三日月を生産者と消費者を結ぶ拠点として、出荷先を確保することにより、農業者の皆さんの経営の安定化を支援してまいりたいというふうに考えております。

農業振興につきましては、なかなか、即効性のある効果的な対策がない状況の中、できる限りの支援をさせていただいているところであり、今後におきましても、こういう努力を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この場での答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

1 番目の営農組織の担い手の確保・育成のことですが、いろいろな補助もあると説明をいただきました。

これまで、高齢化のことなんですけれども、これまで農業に従事してこられた方々の高齢化が進む中、懸命に農地を守ってきていただいておりますが、この農地を保全、活用していくためには、その地域の地域での集落営農や認定農業者の皆さんの支援が必要となってくるのではないかと思います。

その組織と認定農業者の、分かればですが、令和元年度と令和5年度の数字は、組織化された団体数はわかりますでしょうか。もし、分かれば教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

まず、認定農業者の個人の部になります。令和元年度時点では25名で、今年度、現在時点で28名となっております。微増でございます。

認定農業者の中で、今度、法人になります。法人は、令和元年度で7団体。で、現在は、14団体に拡大をしております。

集落営農につきましては、令和元年度で10で、現在でも10ということになっております。

それぞれ、集落営農から法人化される場所もございまして、個人から法人化される場所もございまして。同じ方が個人から法人に行っている場合もございまして、ちょっと、数字的には複雑なんですけど、全体の数字としては以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

その集落営農組織については、変更、変わりはない。

認定農業者については、増している。

法人については、倍になっているわけでございます。

やはり、ここ5年間でも、そういう、その組織とか農業者の方をお願いいうんですかね、田んぼを任せる方が増えてきているんじゃないかなというふうに推測されるかなとは思いますが、田んぼができなくなったことで、遊休農地や耕作放棄田増やささないようにするには、この方たちの支援が必要と思われま。

このように令和5年度で増している、その組織なんです、その組織を立ち上げるための相談窓口とか、支援とか、そういう取組は、具体的には、何かあるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、相談窓口として、一番に農林振興課にお越しいただいております。

で、農林振興課の職員自体が、なかなか、その専門職がないものですから、県の農業職の方、特に、農業改良普及センターの職員の方に来ていただいて、一緒に相談をさせていただいているところがございます、その中でも、認定農業者になるための、その申請の手続きであったり、営農計画であったりというところも、相談に乗っていただいておりますので、町と県とが一緒になって、ご相談させていただいているという状況でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

農林水産省の令和4年度の3月末の資料なんです、認定農業者数の状況というのがあって、兵庫県は全体で2,455で、そのうち、法人は492で、令和3年度末に比べて増えていると、16団体増えているという状況になっている資料があります。

今、課長が言われましたように、組織をつくる。立ち上げる、やっぱり、まだ、詳しく分からない方が多いと思うので、丁寧なご支援いうんですか、対応をお願いしたいと思います。町、県で取り組んでいるということなので、はい、多分、認定の内容とか、計画の作り方とか、そういうのは丁寧に対応していただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、2番の有害鳥獣対策についてですが、農林水産省の農村振興局の鳥獣被害対策の3本柱によりますと、1つは、個体群の管理、これが鳥獣の捕獲。2が、侵入防止対策、侵入防止柵の設置、追払い。3番目が、生息環境管理ということで、刈払いによる餌場・隠れ場の管理。これは、緩衝帯の整備、それから放任果樹の伐採が基本になっているようがあります。

で、1の捕獲につきましては、答弁でありましたように、猟友会の皆さんを中心に、有害鳥獣対策を、今後も、高齢化が課題だと言われていましたが、継続実施をお願いします。また、地域おこし協力隊の皆さんも、専門に2人雇われたということなので、この捕獲のほうについては、今後も継続実施をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、少しあったんですが、ICT を活用した取組も、各市町で取り入れられているようなんですが、ちょっと、赤外線ドローンとかという名前も出てきたんですが、佐用町で具体的な取組をされているような事例等はあるんでしょうか。もしあれば、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 有害鳥獣対策に関して、ICT 技術を、いかに活用するかというご質問だと思うんですけども、現在のところ、さほど ICT を活用した、そういった有害捕獲であったりが実施できているわけではございません。

で、具体的に、捕獲のおり、箱わなで獲物が入って、扉が閉まった時に、そのセンサーで通知が来るとかっていうシステムは、もう既にあるんですが、なかなか、山の中の通信環境がよろしくないんで、そういったハードルがあって、なかなか活用しきれていないというところはございます。

いろんな技術があって、より捕獲数、確実な捕獲ができるような手法も、いろいろ考えてはおるんですけども、なかなか環境にマッチするものが、今のところ見つかっていないという中で、引き続き、先ほど、おっしゃっていただいた赤外線ドローン、要は、空中から、その熱を感知して、どこに野生動物がいるかというのを分かるという技術、もうそれだけでも、相当、位置が特定できたりして、捕獲には有効に活用できると思いますので、それらの技術を、もう少し具体的に有効に活用できるという検証を、今年度においても継続して検証してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） その通信環境が悪いというのは、もう仕方ないかなというのがあります。

ドローンについては、今後も対策を進めていくということなので、1つなんですけど、資料を検索しておりましたら、相生市の矢野町というところで、その ICT 技術を活用した集落ぐるみの被害対策という記事が出ておりました。これ、ちょっと、資料が古いので、あんまり役には立たんかなとは思いますが、これは、箱わなに、そういうふうな ICT を活用して入ったというのを、わざわざ、そこに行かなくても分かるという。

それと、どこに出てるかという、センサーと言うんですかね、そういうのを使って、イノシシや鹿が出てくる場所を特定して、そこにわなを仕掛けるとか、柵を設けるとかというような対策をされたら、ちょっと、読み取ったんですが、そういうのも、多分、やっておられるとは思いますが、もし、参考になればということで出しました。

次になんですが、柵の件なんです。侵入防止対策、イノシシや鹿を対象に、その獣害防止柵の設置や維持管理、たくさんのお金を投じていただいております。これにつきましては、1年前の要望について、予算を上げていただいていると思うんです。予算確保していただいておりますと思うんですが、今年も 2,500 万円置いていただいておりますと思うんですが、この 2,500 万円については、各団体についての満額の数字なんでしょうか。もし、分ければ、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

正直、満額ではございません。と言いますのも、大体、翌年度の予算を、我々が計上、要求していく際に、地元の方からの要望を受けて、それを取りまとめて予算要求をしていくわけなんですけれども、その中で、大体、秋口に要望調査を行いますので、その時点で、事業用地が確定しているわけではございません。なので、どうしても広め、広めに要望をしてこられる傾向がございますので、そこらも勘案しながら、また、財政担当との協議を経て、予算額を確定しているところなんですけれども、おおむね要求いただいた自治会であったり、農会の方は、実施できるように予算取りはしておりますが、どうしても、急きよ、今でもあるんですけれども、どうしても被害が酷いので柵を実施したいけどもということですが、そういった緊急の要望には、なかなかお応えできるだけの予算はございませんので、緊急性には若干欠けますが、長期的に翌年度実施していただけるようには、できる限り対応はさせていただいているところでございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） はい、5年、6年と、すごい金額を予算化していただいております。できるだけ要望に応じていただけますよう、お願いします。

3番の生息環境管理ですが、緩衝帯の実施ということで、今、緩衝帯の整備などに取り組みられている地域はあるのでしょうか。分かれば、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 緩衝帯といううちが、バッファゾーン通称申しますけれども、野生動物は、山林、山の奥のほうに住んでほしい。里には近づかないでほしいという、山林と里との緩衝帯、中間を見通しのよい環境をつくるということで、これ県の県民緑税の事業になりますけれども、野生動物育成林事業というものがございます。こちらで昨年度実施させていただいたのが、中島自治会の如来田農会と坂田農会のエリアをさせていただきました。

その前には、家内と小赤松で実施させていただいたり、ここ数年で、数か所実施しております。

で、これも農業者さん同士のネットワークの中で、いろんな噂聞いていただいて、いろいろと要望も寄せていただくんですが、これ、県の主体事業になりまして、非常に採択要件が厳しゅうございます。採択の可能性のあるところは、積極的に要望も上げて行っておるんですが、県の中でも、競争率が非常に高いという中で、相当、お待ちいただいているところもあります。できる限り、採択していただけるように、我々としても、要望を続けていっているところでございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） 県の事業ということで、たくさんの要望があるということは、効果があるというふうなんでしょうかね。

この3つ、有害鳥獣の対策なんですが、長い期間の取組になろうかと思えます。諦めないで、しっかり予算化、それから、事業化を進めていただきたいと思います。

次に、3の特産品の生産育成、その加工品の研究開発についてですが、令和元年度に、国の地理的表示保護制度 GI 登録をされた、佐用もち大豆を特産品としてブランド戦略に取り組まれていると思います。

そのもち大豆の生産ですが、GI 登録された元年度と、令和5年度、去年度の作付けの比較なんかはできるでしょうか。もし、分かれば、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

佐用もち大豆の作付面積でございますが、令和元年度には61.8ヘクタールで、収量は約78トンでございました。昨年度、令和5年度の作付面積が75.9ヘクタール、収量が、先ほど、町長の答弁でもありましたとおり110トンということでございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） 特産品として、佐用もち大豆を売り出していく以上、たくさんつくらなきゃいけないなと思っておりまして、増えていることは、いいことだと思います。

今後のもち大豆を増産と言うんですかね、増やす取組的なものが何かありましたら教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） そうですね、もち大豆の生産自体、議員も、よくご承知のとおり、そんな易しいものではないので、非常に労力のかかる作物だというふうに思っていますので、町も推奨している以上、たくさんつくっていただきたいんですけども、その一方では、非常に労力がかかる、そのため、最近でこそ、大分、機械化が進んでまいりましたので、そういう機械をお持ちの方、大規模に農業を実施されておられる農業者の方に、できるだけ、この大豆の作付けについて、個別にお願いをしていっているところでありまして、その一方で、せっかく、GIの登録をして、付加価値を高めていっておるんですが、なかなか、販売の価格というのが、それだけのブランド化とか、付加価値に見合ったものに

なっていないというのが、現状でございますので、その販売価格というか、買取りの価格を上げることが、今、考えておるわけなんです、その中で、味わいの里三日月を中心とした、そういった6次産業化で活用させていただくことによって、農業者の方に少しでも還元できればというふうに考えているところでございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

今回、今年度で、味わいの里三日月に新設される、みその加工所、惣菜等の加工所が中心になろうかなと思うんです。みその生産量も増やしていく。それから、新しい新商品については、企業にお願いをして、フリーズドライの食品を開発してもらっているところということを知っています。そういうのを中心に、新設された場所、その加工所が忙しくなるような格好で進んでいけばなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

次に、農業振興施設の整備ですが、農業振興の基幹施設である味わいの里を大規模改修されて、みその加工所、惣菜等の加工所の新設などで、野菜などの地域農産物の販売拠点や、みそなどの加工品の製造拠点の整備は、一応、今年度で完了すると思ひます。

今後は、株式会社元氣工房さようが中心になって、味わいの里三日月や関係施設を使った事業展開が期待されます。今後の農業振興施設の整備の計画などは、何かありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、現時点におきましては、味わいの里三日月で、先ほど、議員がおっしゃられたとおりの、みそ加工所と惣菜等加工所、この2つの大きな施設を完成させて、そこでの運用ですね、それに向けて進めているところでございまして、それ以降、具体的な計画は、今のところでは立てておりませんが、ただ、今もう既に、大きな直売所でオープンさせていただいておりますども、なかなか、町内から、その野菜類の出荷が安定していないというか、出荷していただける量が、まだまだ少ない。お客様には、非常に好評を得て、たくさんの方、お越しいただいておりますけれども、どうしても午後とかになると、売っているものがすくなくなってしまうという現状もありますので、そこで、また、今一度、その農業者の方に野菜類、特に葉物とか、そういった生産もお願ひしていきたいというふうには考えておるところでございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） せっかく、いい販売所ができたんで、そこに、やっぱり出荷物を出していただけることは必須かなと思ひます。

まあ、農の匠とか、そういう研修も継続してやっておられますので、多くの町民の方、そこで勉強されて、いい製品を出荷していただければなという気が申します。

で、農業振興施設とは、直接、関係ないかも分からないのですが、三河のトマト農園だ

った農業施設が、いい施設なので、有効に活用できればと思うんですが、農業施設として再生はできるんでしょうか。これ誰に聞いたらいいいのか分からないんですが、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをさせていただきます。

佐用まなび舎農園事業につきましては、太陽光事業と一緒にすけれども、まず、確認でございしますが、佐用町と IDEC 社が出資をしました有限責任事業組合のほうで管理運営を行っておるところでございます。

まなび舎農園につきましては、残念ながら、この令和5年度末で休止のほうをしておるところでございますけれども、利活用途につきましては、方向性等につきまして、現在も休止以降、検討を行っておるところでございます。

ただ、以前にも申し上げましたとおり、あらゆる可能性を排除せず、検討しておるんですけども、総務省の補助金を活用しているため、補助金適化法の規制がありますというようなこともございます。ということで、利活用の時期とか、そういった方法、制限があるということとはございます。

そのような中、休止以降、この農園事業につきまして、現在、検証、分析のほうを行いまして、先ほど、議員がおっしゃったように、今後、どのように有効活用できるかということで、検討をずっと行っておるところでございます。その結果が、まとまりましたら、また、皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） やはり、いろんな制限があって、すぐにはいかないようでございますが、多分、すばらしい施設だと思うんです。ハウスやし、水管理ができるし、暖房もできるしっと言うたら、なかなかほかにはない施設だと思っておりますので、これから、方法を考えられるんでしょうが、多分、撤去なんてはならないですよ。はい、分かりました。

できるだけ早く、答えを出していただいて、その施設が早く使えるような格好で、答えを出していただければと思います。

農業振興の取組には、たくさんの課題がありますが、町としても課題解決のために、多くの施策や事業を実施されています。その中でも、農業の営農の担い手の確保は、過疎化、高齢化が進む我が町にとって、重要な課題と思います。認定農業者の皆さん、集落営農組織の皆さん、育成はもちろんなんですが、移住による新規就農の方や、企業による農業参入など、多様な担い手が必要になってくると思います。これ今後ですけれども、水稲も含めた佐用もち大豆などの地域振興作物の栽培にも、栽培の取組、農地の有効活用を図ってリニューアルされた味わいの里三日月を中止とした農業振興施設を活用して、農業振興に取り組まれることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 高見寛治議員の発言は終わりました。
続いて、6番、金澤孝良議員の発言を許可します。金澤孝良議員。

〔6番 金澤孝良君 登壇〕

6番（金澤孝良君） 6番議席、金澤です。

まず、今日、2点、質問させていただきますが、まず1点目、熊の指定管理鳥獣の追加で、どう変わるのかという内容で、今年の4月17日付の報道で、2023年度に過去最多の人的被害をもたらした熊を指定管理鳥獣に追加したと発表されました。

絶滅の危機が高い四国のツキノワグマを除くということですが、都道府県による捕獲や生息状況の調査事業が国の交付金の対象となり、その時期について、「今年の秋のクマ出没に間に合うよう準備したい」と環境大臣が説明されています。

熊の指定管理鳥獣追加は、被害が多発した北海道、東北6県、及び新潟県による北海道東北地方知事会が23年11月に要請し、追加をされたものであると報道されております。

町内でも近年、目撃情報も多くなり、また、数年前には人的被害もあり、出没地域の住民は不安をいただいております。

まだ、発表後、間もないので具体的な事項は通達等がないとは思いますが、熊が指定管理鳥獣に追加されれば、今までとどのように対策等変わるのかについて、以下の質問をいたします。

1、今までの対応はどのようにしていたのか。猟友会との連絡などはどうなのか。それから、捕獲等の状況はどうなのか。

2つ目、指定管理鳥獣追加後の対応は、今とどのように変わるのか、関連があると思えますけれども。

3、猟友会の出動された時の手当などは、どういうことだったのか。今後、どうなるのか。

それから、4つ目、目撃住民の連絡方法は。目撃住民が町なり警察に連絡する方法という意味なんですけれども、どうなっているのか。

それから、5、住民への周知方法はどのような形でされるのかということ、以上の点を質問いたします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの1つ目のご質問でございます熊の指定管理鳥獣追加で、どう変わるかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

近年、全国的にヒグマや、また、ツキノワグマの分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化をいたしております。

昨年の秋には、秋田県や岩手県を中心に、市街地や集落など、人の生活圏への熊の出没が相次いで、人身被害が過去最多を記録し、今年も既に、次々と人身被害の発生が報道をされております。

有害捕獲に関しましては、兵庫県が令和4年に作成した「第2期ツキノワグマ管理計画」において、推定生息数が400頭未満の場合は狩猟捕獲は禁止、有害捕獲についても可能な限り殺処分を行わない。また、400頭以上800頭未満の場合は、狩猟捕獲は禁止、有害捕獲については、各個体群の県内生息数の8%を上限として原則殺処分を行う。また、800頭

以上の場合には、狩猟捕獲・有害捕獲が可能となり、狩猟捕獲数と有害捕獲数との合計が生息数の12%を上限として原則殺処分を行うこととされております。

昨年度は、県北部の、兵庫県においてですが、県北部の朝来市から豊岡市を流れる円山川と県南部の市川を境界として西側の兵庫県西部、岡山県、鳥取県にまたがる個体群、いわゆる東中国地域群で推定生息数が800頭を超えたため、佐用町を含めた地域では熊の狩猟捕獲・有害捕獲ともに実施可能となり、11月15日から12月14日までの1か月間、熊の狩猟が解禁され、数頭の熊の捕獲情報を聞いております。

また、町内における熊による被害は、令和2年に下石井で散歩中の女性の方が襲われるという人身被害がございましたし、令和3年には中三河で人家に長時間にわたって居座るという事件もございました。

今後、熊の分布の拡大地域では個体数のさらなる増加が見込まれ、これに伴い人の生活圏での人身被害が増加するおそれがございます。

以上のような状況を踏まえまして、議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の今までの対応はどのようにしていたのかということですが、人身被害が発生した令和2年度からは集落周辺に出没する熊の有害捕獲に猟友会の協力を得て、積極的に取り組んでまいりました。具体的には、捕獲用のおりを設置した場所に赤外線カメラを設置し、毎日の見回りや餌の確認など、状況を観察して猟友会と情報を共有しておりました。

設置したいずれのカメラにも熊は撮影されておりましたので、町内に相当数が生息しているというふうに判断をしております。一方で、おりを設置しても、なかなか捕獲まで至らないのが現状でございます。

昨年は熊の出没情報が早くから寄せられた、奥長谷、平松、東徳久の3か所で有害捕獲の許可を得て、猟友会と一緒に捕獲を試みておりましたところ、東徳久で、ようやく、1頭の捕獲に成功したところであります。

次に2点目の指定管理鳥獣に指定後の対応はということについてであります。ツキノワグマについては、環境省による令和6年4月16日付で、従来のイノシシ及び鹿に加えて、指定管理鳥獣に追加指定をされたところでございます。

指定管理鳥獣に指定されたことにより、ツキノワグマは指定管理鳥獣捕獲等事業の対象となるわけであり、同事業を実施する都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた実施計画を策定するという事になっており、兵庫県では計画の策定に向け、検討を進めているところでございます。計画の策定後は県等の関係機関と連携をして、計画に基づく対策をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の猟友会の出動手当などにつきましても、先ほど申し上げました実施計画の中で、具体的な業務内容や金額が明記されるというふうに思われますので、それを参考にしながら近隣市町村とも均衡を図りながら、検討してまいりたいと思います。

次に、4点目の目撃情報の連絡方法ということについてでございますが、従来どおり、農林振興課または、警察のほうに連絡をしていただくと結構でございます。

熊の目撃情報や出没痕跡に関する通報は、令和4年度は31件、令和5年度は39件、令和6年度につきましても5月末現在、既に5件の目撃情報が寄せられております。

しかしながら、熊の痕跡を見かけても、熊の痕跡と分からず通報されない場合や、熊自体を見かけても通報されない場合もございますので、町で把握している以上に集落周辺に出没をしているのではないかと考えております。

町民の皆様への周知のほか、出没傾向の把握および分析には、皆様から寄せられます目撃情報が不可欠でございますので、今後とも積極的な通報にご協力をいただきたいというふうに思っております。

次に、5点目の住民への周知方法についてということではありますが、防災行政無線や佐用チャンネル・広報誌等での定期的に注意喚起のほか、人家に近い場所に出没した場合には、該当地区の自治会長様に連絡して地域住民の方に周知していただいております。

町といたしましては、住民の皆さんの人身被害防止の観点から、これまで以上に熊対策の必要性を感じておりますので、兵庫県森林動物研究センターなどの関係機関と連携しながら、早めの対策を行い、特に人に危害を及ぼすおそれのある場合は、町から迅速に周知させていただくなど、臨機応変に対応をしてまいりたいと思います。

ただ、一方で、熊は、希少動物として、その保護が必要とされておりますので、野生動物と人間の棲み分けを図り、生物多様性の維持のために森林整備にも努めてまいらなければいけないというふうに思います。

最後に、住民の皆様におかれましては、柿の木の手入れや不要果樹の早期伐採、また、生ごみの適正な処分など、今一度、誘因物の撤去についてもご協力をいただきますように、お願いをして、この場での金澤議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） はい、ありがとうございます。

僕のほうの地域にも、そのおりの設置して、カメラ等も置かれていたんだと思うんですけども、やっぱり、賢いですね。熊も。おりじゃないところには、結構出るんですけども、おりがある所には近づくだけで中に入ろうとしない。彼らも命がかかっているんだと思うんですけども、結構、一生懸命やっていたいっている中で、今回、この指定鳥獣に追加されたということで、どのように変わるのかと、僕、個人的な思いなんですけれども、鹿とイノシシと同じように、猟師さんが猟期期間中であつたら、同じように、処分できるとか、そういうことじゃないんですか。もう熊は何頭以内だったら大丈夫だとか、そういうような取り決めはありそうなんですか。ちょっと、僕、認識不足なので、自由にやれるとか、そういうことは、農林振興課長、どういうことなん。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 私も、県から詳しい情報をいただいているわけではないので、確かなことは、この時点で明言はできないんですけども、ただ、指定管理鳥獣に指定されたからといって、無制限に捕獲できるということにはならないというふうに思っています。

先ほど、町長の答弁でも申し上げましたとおり、捕獲数には制限が、今でも決められているわけで、そこは、おそらく変わらないのではないかなというふうに考えております。

ただ、今、議員おっしゃられるとおり、熊を有害捕獲したとしても、鹿やイノシシだと報償金というものが出るんですが、熊に対してはございませんので、そういったものが決められることによって、ハンターの方への還元もできてくるのではないかなというふうには考えております。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君）

金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君）

多分、それで、そのようになるのだと思うんですけども、ちょっと、それは横しに置かせていただいて、今年の広報の3月号に、獣との終わりなき闘いということで、非常に詳しく出していただいた中に、この中で、取材に応じてくれたったなと思うんですけど、よく応じられたなと思うんですけど、実際に、熊に遭われた方のコメントがありますはね、ちょっと読ませていただきますはね。皆さん、見られていると思うんですけども、「健康づくりのために日課となっていた朝の散歩中突如現れたクマに、襲われました。怖くなって逃げられずにいると、爪でかぐられ、腕を噛まれて骨折する大けがを負いました。襲われたときはもうダメかと思いました。毎日鈴を持っていたのですが、思い返せば近くに子どものクマもいたので母クマも必死だったのでしょうか」というようなコメントを出されております。

本当に、これ貴重な体験談だということで、読ませていただいたんですけども、今、YouTubeなんかで、地方テレビの東北地方や北海道の熊の被害のをされていますけれども、やっぱり鳴り物を持っていても、ヒグマ全然効果がないというふうな言われ方をしております。自動車の音でさえ、クラクションの音でさえ向かってくるとかいうふうな傾向になっているということなので、本当に、そういったところに足を向けないということが一番じゃなかろうかなと思うんですけども、我々も長谷の奥のほうなんですけれども、住んでいるところ自体が、そういう熊が出没するところなので、夜とかは、特に気をつけなければならぬんじゃないかと思えます。

そういった中で、地域おこし協力隊の方が2名、狩猟関係で入られたのかな。そういった方が、一生懸命やっていたくんですけれども、熊との遭遇というのは、猟師さんでも大変なことだと思うんです。それで、猟師さん自体も、基本的には趣味でやられている、まあ、趣味ですはね。趣味でやられているんですけども、何か、出動とか、そういう非常事態があれば、要請は、猟友会からなのか…ああ、いや、猟友会…、町からなのか、警察署なのか分かりませんが、そういった流れは、どういう、目撃して、熊が出た。役場に電話が入ってきた。猟友会の連絡というのは、どなたがされるというような形になっているんですか。今のところは。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君）

井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）

はい、いろんなケースがございます。

出没しただけの目撃情報とかは、役場に寄せていただいても結構ですし、警察に通報していただいても結構ですけども、その情報というのは共有、常にしております。町と警察と県と、この3者で、情報共有はしております。

で、例えば、その、物置とかに居座るとかという事件も、時々聞きます。その時には、その駆除をするために、対応しないといけないんですけども、メインは猟友会の方、ハンターの方に銃器で仕留めてもらうという方法になろうかと思うんですが、なかなか発砲できる場所ではないケースが非常に多い。全国的に、これ同じことが言えるんですけども、そこで警察が安全のために発砲して熊を仕留めていただけたらいいんですけども、なかなか、警察の方も、普段持っておられる短銃では、なかなか致命的なダメージを負わせることができないという中で、やはり、その猟友会の方が持っておられるライフル銃というものを活用した処理と言いますか、仕留める方法が必要なんですけれども、それが先ほど申

しました、発砲できない場所、民家が近いとか、道路上であるとかということがあって、そこは常に、その警察ともコミュニケーションを取りながら、警職法と申しますけども、警察官の職務を、警察官が発砲命令を出してくれたら、その場でライフルでも撃てるんですけども、そこが安全確保の面との整合といいますか、なかなか、お互いにできていない。ちょっと、何を言っているか分からなくなってきた、申し訳ないんですけども、なかなか、指示どおり熊を撃てない場所が非常に多いので、そこが、本当にもどかしいところでございます。

すみません、答弁になってないかも分かりません。すみません。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） それでね、5月24日付の新聞に、そこには、今度、熊の銃猟で市街地で可能にという見出しで、今まで、課長が言われたように、警察官が現場にいない時には、銃は撃てないということになっていたようですけれども、今度、方針案では、鳥獣保護管理法を改正し、熊による人的被害のおそれが生じている場合、市街地での銃猟を特例的に行えるようにすべきだとしたというような見出しで、新聞に出ているわけなので、おそらく、まだ、出て間がないので、あれなんですけども、猟師さんの、これ僕が読みますと、今までは、警察官が隣にいて、あそこだったら危くないから撃てという指示だったら撃てるけども、今度からは、猟師さんの判断で市街地でも撃てるというようなとらえ方をしておるんですけれども、ちょっと、違うかも分かりません。町長、そこらあたり、どういうふうな解釈をされていますか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 課長のほうから、そうした場合、事態になった時に、なかなか対応ができない。これは、狩猟法とか銃刀法とか、そういう法律の下に、銃の使用ができない。

なかなか警察官のほうも、私たちは、何とか警察官が判断して、それを銃の使用を許可してくれればいいんですけども、なかなか現場ではできない。だから、このことについては、もっと、こういう危害が出ている時には、安全ということについては、最優先なんですけれども、やはり安全を十分確認した上で、そうした銃による駆除、これができるようにしてほしいという要望、いろんなところで出ているわけです。だから、そういう検討の中で、今、金澤議員が読まれた、そういう検討が、今、検討が、今、なされているという段階ですね。

ただ、これは、これまでも、ずっと言ってきたことなので、警察も、そう簡単に、これまでの、今の銃の使用についての方針というのは、法律上、法律を変えていかなきゃいけないというようなところもありますからね、簡単には、難しいのではないかなというふうには思います。

ですから、今後、今、ずっとお話があるように、管理鳥獣になったんですけども、狩猟期間が、ようやくこれも1か月です。11月15日から12月14日、熊についてはですね、これは、イノシシとか鹿であれば、3月の15日までとか、約半年近く狩猟期間があるんで

すけれどもね、もっと、このへんを期間を延長して、やはり熊に対して、やはり人間とのすみ分けですよ。やはり、何頭か、1頭、2頭じゃなくって、今、12%までというふうに、これ推測されている頭数なので、本当に、これだけの頭数なのかどうかというのも、これも厳密には分からないんですけれども、でも、800頭以上ということで、800頭としても、12%であれば、100頭近い捕獲ができるわけですよ。

だから、かなりの数の捕獲をしていけば、相当やっぱり、熊に対しても、これまでと違う、やっぱり恐ろしいと、人間とのすみ分けというのが、かなり遺伝子的にも、逆に再度、中に組み込まれていくんじゃないかなと思うんですけれども、それぐらいな、今のような状態では、1頭や2頭を佐用町内で捕獲していても、なかなか、そう簡単には、今の出没を抑えることはできないなというふうにも思っております。

県に対しまして、県には、動物研究所もあるのでね、そのへんのことを、現場の実情として、しっかりと、伝えていって、国、環境省が、しっかりと、そのへんの、まず人命についての安全ということ、このことを捉えて対策をしていただくように、引き続いて、要望していかなくちゃいけないなというふうにも思っております。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 確かに、そうだと思います。

ここの新聞の書き方も、銃猟を特例的に行えるようにするべきだとしたということで、まだ、法改正のところまでは行っていないと思うんですけれども、まず、おそらく、そういった形で、猟師の判断に任せるといふふうになればいいんだと思うんですけれども。

で、それで、熊が出た時に猟友会に要請なんかするんですけれども、鹿とかイノシシ、狩猟期間中は、猟師さんの趣味の期間だということで、僕は割り切れると思うんですけれども、猟期以外の出動要請の時に、いろいろと出るとか、出ないとかというのは、北海道地域の猟友会の方でもめているということ、僕、探しよったら YouTube の中でありましたんでね、北海道でも、熊1頭について、札幌市は捕獲して、全部捕った時には3万6,300円、1頭に出るらしいんですけれども、その近隣の小さな佐用町みたいな小さな町では、熊1頭に8,500円。それから、もう1つ、ちょっと小さい町には5,000円と、かなり各段の差があって、小さな町のほうが、たくさん人家に近づくので、猟友会に要請するわけなんですけれども、やっぱり猟期間中だったら、我々も出るけれども、猟期以外の時に要請があった時には、やっぱり、日当を札幌市並みにしてほしいということで、ちょっと、猟友会ともめて、出動をせんというような話が、もめて、今現在、進行中でもめているらしいんですけれども、そういった形にならないように、佐用町猟友会と十分にお話はされていると思うんですけれども、今度、熊の交付金とか、いろいろ出て、県のほうからも周知があるかと思うんですけれども、そういった時に、きっちりと猟友会と相談、相談して決めるものなのかどうか、僕もよく分かりませんが、1頭について幾らとか、それから、1時間、時間単位でされるのかどうか分かりませんが、半日とか1日出られたら、日当はこのぐらいですよとかいう、ベターな適当なところのをやってほしいなと思うんです。

そういった金額が書いてあるかどうか分からんので、佐用町鳥獣被害防止計画、これ作成年度が令和2年度、これ今のホームページから出したら、この2年度のんが出たわけなんですけれども、これを当然、今の狩猟内容が変わってきたら、改正はされると思いますので、そういったあたり猟友会の方と十分ご意見をされながら決めていって

いただければなと思いますので、金額的なことは、我々が、素人が申すまでもなく、猟友会の方のほうが詳しいかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後に、もう1点だけ、熊の狩猟について、今までもあったかどうか分かりませんが、動物愛護団体ですね、動物愛護団体と言えば、大体、家で飼う動物の虐待とか、そういうことが主体にやっておられるようなんですけれども、もう1つ熊森協会って、全国に27か所ほど、熊だけ保護をする団体みたいなんがあるんです。それが27か所あって、その中、その本部が兵庫県の西宮か芦屋市かにあるらしいんですけどもね、本部が兵庫県に近いので、熊を（聴取不能）すると、いろんな声が入ってくる可能性もありますので、そういったことも配慮しながら、直接、猟師さんに、なぜ殺したったんやとかいうようなことが入ることもあるらしいです。そういったことを、そんな一報が入ったら、せつかく人命を守るために活動されている猟師の方々に、非常に行動しにくくなりますので、そういったこともご配慮願えればなと思います。

そのぐらいで、1点目の熊については、これで終わりたいと思います。

2点目、佐用町を消滅させないために。

有識者でつくる民間組織「人口戦略会議」が、4月24日全国の40%超に当たる744自治体で、人口減少が加速し将来的に「消滅の可能性はある」とする報告書を発表しました。

兵庫県内では13市町が指摘され、佐用町もその中に含まれています。有識者が統計学的に社会現象、地域経済、出生率等を予測し、2050年の想定をしての発表だとは思いますが、いろいろと人口減少に歯止めをかけるために頑張っている佐用町の議会議員として、この発表はとても残念であります。

人口減少や、出生率についての質問を以前にもさせていただきましたが、町長のこの記事を見られていると思うんですけども、この「人口戦略会議」の発表に町長はどう思われ、佐用町を消滅させないために、今後のどのような施策等を考えておられるかも、お伺ひしたいと思います。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの2つ目の佐用町を消滅させないためにという趣旨でのご質問にお答えをさせていただきます。

2014年5月、約10年前に、日本創成会議が消滅可能性都市リストを発表してから10年が経過し、このたび、人口戦略会議という団体が昨年12月に、国立社会保障・人口問題研究所より、公表された新たな「日本の地域別将来推計人口」に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行い、新たな消滅可能性都市リストを発表したところであります。

まず、最初に、私も、こうした発表を見た中で思ったのは、全国の744自治体ですか、決して消滅をするということはありません。やはり、日本の国土、国の中に、そうした自治体があって、人口が減ったとしても、その地域が日本の国から消滅をしていくというようなことはあり得ないわけでありまして。

そうした表現で、警鐘を鳴らしたということかもしれませんが、やはり、そうした数字的な、いろいろな社会状況、現象を見ながら、そうした状況に、だんだんと人口が減っていくだろうということについては、これは、もう今までも、ずっと分析をし、そうした対策を行ってきたわけでありまして、こういう団体が一方的に、こうした発表をされたということについては、全国のそうした、特に自治体においては、非常に心外だということ

で、かなり全国町村会なんかで集まっても、このことについては、憤慨がされているという状況であります。

このたびの分析方法が、手法も、前回同様、若年女性人口、つまり女性の20歳から39歳の女性人口が減少し続ける限り、出生数は低下し続けて、総人口の減少に歯止めがかからないというふうに想定をして、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上のスピードで減り続ける地域では、人口が70年後には2割に、100年後には1割程度にまで減っていくという推測をされたということで、このような自治体を消滅可能性自治体として、定義をしているという、数字上の計算上の分析の中での発表であります。

今回の分析は社人研の分析と同様の人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定のもとでは、佐用町の2050年の若年女性人口減少率は22.4%、若年女性人口が742人で、総人口が9,519人になるというふうに推測値が示されている一方で、人口移動の傾向が、今後も一定程度続くとの仮定のもとでは、特に若年女性の人口減少率が、移動が続くということで、若年女性人口の減少率が70.8%ぐらいになるだろうと、若年女性人口はそうすると279人で、総人口が7,284人になるというふうに推測がされてたわけです。出生と死亡の差である自然減対策に加えて、転入と転出の差である社会減対策が、それぞれ、当然、重要であるというふうに分析もされておりますが、それは、もう既に、各市町、どこの町でも、そうした対策を継続して試みておりますけれども、これは、各それぞれの自治体だけの問題では、全くありません。これは、やはり日本の国としての、今後の将来、国としての大きな課題だというふうに捉えて、国が、今の人口の一極集中、特に都市部への、そして東京への集中への、この社会の、今の日本の国の在り方ですね、こういうところの問題として、大きく、やっぱり考えていかなければならない課題だというふうに思っております。

先ほども、申しましたように、この消滅可能性自治体という表現、これは、やはり、恣意的で目を引くものであるために、警鐘を鳴らすという意味では、一定の効果があるかもしれませんが、分析手法等についての課題も多く指摘されていることに加えて、指定された自治体が消えてなくなってしまうかのような誤解を招きかねません。

たとえ、人口が減少しても、その地域、その土地、町、そのものや、そこに関わる人、また、そこで生活をする方々、また、根付く文化や歴史などが、決して消えてなくなるということはありません。

日本全体の人口が減少している中、人口減少については、国が主導して対策を講じるべき課題であると考えており、このような発表によって、人口減少が自治体単位の問題であるようにすり替え、近隣自治体で人口を奪い合うような現状を招いていることに、強い懸念と憤りを感じるところであります。

本町における自然減対策といたしましては、様々な子育て支援制度の充実はもちろん、妊娠期から出産・子育て期にわたる伴走型支援を実施し、育児の不安の軽減及び虐待防止に向けた支援を行うなど、子供を産み育てやすい環境整備を進めていることに加えて、社会減対策としましては、空き家バンク制度などによる移住・定住施策による移住者の増加に加えて、近年では、外国人在留者も増加しており、旧久崎小学校跡地を活用した佐用日本語学校では、昨年度の卒業生57人のうち、5人が佐用町で就職されるなど、定住に加え、担い手の不足する分野で活躍をいただいているところでございます。

本町では、人口減少は避けられないという認識のもとに、人口減少をできる限り緩和するとともに、地域に元気と活力をもたらすべく、「人口減少への適応」、また、「人口減少の緩和」、そして、「地域の魅力・元気づくり」の3つの基本方針を柱とした「佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、「子育て支援」や「移住・定住」に限らず、「生業（なりわい）やにぎわいの創出」、また、「安心・安全に暮らせるまちづくり」などに努

めているところでございます。

また、昨年度からは、縮充という言葉を含言葉に、若い世代が佐用町の将来について、自由に話し合える居場所づくりや、若者グループの活動を応援する助成事業の創設、また、縮充のまちづくりを進めるために、必要な議論を役場職員はもちろん、有識者や住民の皆さんにも参加いただく中で、一步一步、歩みを進めているところでございます。

縮小時代を前向きに、正面から受け止める意識を持ちながら、人口が減少しても住民の皆さん一人一人が安全に安心して幸せに暮らしていけるまちづくりを実現すべく、町民の皆さんと一丸となって考え、取り組んでいくことにより、いつまでも安心して暮らし続けられる佐用町を今後とも目指してまいりたいと思っております。

引き続きのご理解とご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

[金澤君 挙手]

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） ありがとうございます。

この質問に関しては、町長の思いが聞けたら、それでいいとは思っているんですけども、ちょっと、2、3、準備している部分がありますので、ちょっと、時間がありますので、おつきあください。

本当に、町長が言われるように、この新聞見ますとね、消滅する。ほんまに消えてなくなるというよな表現のような受け止め方をしていらっしゃる方がおられるんじゃないかと思えます。

この消滅自治体の、可能性自治体の、その内訳というのが、やっぱりたくさんあるんですけども、10年前に消滅自治体になったところで、今回は外れたというか、取組がよかったので、消滅自治体には上がっていないというようなケースもあるようです。

で、そこを、ちょっと調べましたら、やっぱりやっていることは佐用町と、ほとんど変わらないんですね。子育て支援とか、住宅支援とか、ほとんど、今までできていなかったところがやったから評価をされているという部分もあるようでした。

それから、もう1つ、これも神戸新聞の発言欄に佐用町じゃないんですけども、西脇市の方なんですけれども、ちょっと、ショックを受けたということのあれありましたので、ちょっとだけ説明させていただきます。

人口減が議論され、子育て支援や若者が定住できるまちづくりも実施され、それ相応の成果を上げている現状を実感していたにも関わらず、西脇市がこういうところに名指されたということで、非常に、90歳の方なんですけれどもね、非常に行政はしっかりやっておるのにからに、何で、人口戦略会議がこういうことを言うのだろかなという疑問を持ったご意見だったように思うんです。

私も、そのとおりだったので、今回、質問に上げさせていただいたんですけども。

町長も、先ほど言われましたように、縮充のまちづくりについて、3月の質問の時に、児玉議員、大村議員も人口戦略会議のことで質問されて、縮充のまちづくりに対して答弁されていましたが、それ以前に、それまでに、確か、みんなを一生懸命やっていた、2年ほどやっていたと思うんですけども、そのみんなの取組について、十分に成果があったのか、なかったのかというのは、僕、地域づくりの役員になっているんですけども、成果が公表されたのかどうか、はっきり覚えていないんですけども、企画防災課長、そこらあたり、総括はされたんでしょうね。僕が知らないだけで、ちょっと、確認だけさせ

てください。防災課長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

みんなで考える地域づくりのみんな活フォーラムというようなことで、毎年、それぞれ各地域づくりの活動内容等を発表していただいて、全ての地域づくりの発表が終わった時に、総括というようなことで、フォーラム形式でも開催をし、そのみんな活フォーラムの中で出てきたことなんですけれども、今まで、いろいろ取組をして、いろいろ反省点を見たんですけれども、このみんな活というのは、終わりがいいですねというようなことで、引き続き、この後も一生かかって、いろんな取組を、役員だけではなく、みんなで考えていく必要がありますし、住民一人一人が、そういった取組に意識を持っていく必要があるのではないかなというふうなことで、結果が出てということがございまして、そういった意見の中で、この縮充という考えも出て、今、この取組を進めておるところでございます。

縮充のまちづくりについては、今、それぞれ3つの組織を編成しております、縮充のまちづくりの検討委員会というものと、ミライカイギですね、これは住民目線のミライカイギ、それから行政のほうでは縮充戦略会議というようなことで、この3つの組織のほうで検討をしております、そういったみんな活のこれも成果ということでございます。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） かっちりとして、そういった総括をされているようで、ありがとう。また、これから、今度、縮充のまちづくりということで、アドバイザーに佐伯さんですかね、佐用町に来られて、佐伯さんでいいですかね…が、やられているように思うんですけれども、我々も一緒になって、本当に人口が減る中で、一生懸命生きていくんだということを生につけるためにも、しっかりと受けていきたいと思っております。

で、僕、ちょっと、話がずれるかも分かりませんが、今、人口が1億2,000万ぐらいなんかな、だと思ってるんですけれども、我々が小さな、1960年代に小学校に、小学校、中学校、これ東京オリンピックが1964年ですよねの頃に、1964年の頃、まだ、人口が1億人に満たなかったと思うんです。今よりも少なかったんですね、2,000万人ほど。それなのに、田舎は活気づいて、人口が中学校は500人ぐらい維持、小学校はもう、講堂なんか満杯ぐらいで、ものすごく人数、人数は忘れちゃったけれども、僕らの中学校で350人か450人、同級生が150人ぐらいかな、おったんですけれども、人口が少なかった時のほうが、この田舎は活気づいていた。その代り、都市のほうは人口が少なかったんだと思うんです。

それが、我々が大きくなるについて、人口、世代が都会へ流出していったという経過で、人口が、こういう流れになってしまったんだと思うんですけれどもね、それを、町長も、先ほど言われたように、一極集中の、非常に、この人口がおりながらバランスが悪いというところなんだと思うんですけれども、そういったところを是正するには、やっぱり政府が、もう少し地方のことも考えながら取組をやってもらわな駄目だと思うんですけれども、そういった声を、本当に、この地方から上げていくという取組も、子育て支援とか、そう

いうことばかりじゃなくして、やっぱり声を上げて行って、今度、こんなこと言ったらあかんのかな、安芸高田の市長が、東京一極集中を変えるんだという勢いで東京都に向かって足を運んでおられるようですけれども、できるできんは別として、そういう取組に力を入れるということは大事だと思いますので、ぜひ町長さんも現役である限り、そういった声を届けて行ってほしいなと思っておるところでございます。

非常に中途半端なまとめで、終わりましたけれども、最後に町長、何かありましたら、お願いいたします。

議長（千種和英君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） はい、ありがとうございます。

今回の、改めて申し上げますけども、この人口戦略会議、このメンバーの方々、相当、それぞれ研究された、また、その分野で活躍をされているような優秀な方々なのでしょうけども、こんなに、私から見れば、全国の自治体をミクロに、それぞれの自治体を分析したたって、何の解決にもならないと。国に対して、こういう会議から、しっかりと、やはり、この今の日本の国の在り方、この問題を、もっともっと提言をすべきだというふうに思います。

人口一極集中をどうぞ。それを是正すると。地方創生ということが、かなり国も叫ばれた中で、じゃあ国は、実際に何をして、どんな成果を上げたのか、全く成果が上がって、私はいないと思います。

各国の所管の省庁においても、地方へ分散させると言いながら、結果できたのは、消費者庁の一部を徳島に持って行って、文化庁の一部を京都に持って来ただけで、あと何もやっておりません。

さらに、まだまだ、東京へずっと行けば、東京に多くのビルが、高層ビルが、どんどん、どんどんと建っております。そして、東京の、このたび発表された、私は、もっと注目すべきは、このたび、この人口戦略会議が発表した消滅自治体という話じゃなくって、出生率ですよ。これが発表されましたよね。東京は1を切る、完全に切ってしまうんですよね。だから、都市部に人口が集中して、その都市部で人口が逆に、日本の全体の人口を減少している現状なんです。そんな分析はされていない。

それで、なおかつ厚生省が、この間、厚生労働大臣が日本の出生率が1.2、どんどん下がっていると。人口の問題として、この出生率の問題、もっともっと子育て支援とか、そういう対策をしなければならぬと、そういう評価なんです。

私は、やっぱり、日本の国の政治家、また、厚生省なんかの官僚の方が、本当に減少している原因が、そういうところにあって、そういう対策で、これからも日本の人口を少しでも増やしていこうとする。出生率を上げていこうとすることを考えるのなら、結局は、もう、今のままで、どんどんとスパイラル的に、まだまだ下がっていく。それは、やはり隣の韓国を見ても、もうそれは、歴然としているんですよ。

隣の韓国は出生率0.9ぐらいじゃないんですか。もっと下でしたかね。

それは、やはり豊かになって、価値観が変わって、やっぱり若い人たちの生活の仕方というのが、もう変わってきているんだと。そこに、やっぱり、子育てを、子供を産み、家庭をつくり、そういう価値観というものが、やはり新たにつくり上げていかないと、これは、なかなか、各市町が、子育て応援、子育て支援というようなことに競争しても、なかなか人口が、若干移動したり、若干、そこで増えるというようなことがあったとしても、当然、日本の人口そのもの、日本の国の在り方というものが、今、金澤議員が言われた、私たちが子供の頃、本当に地方は元気でした。結局、それは、人口がもっと少なくても元気。

だから、これから、私は、人口が1億人を切っても、それは決して少ない人口ではないと思うんですよ。総数としては。

それが、どこで、どういう活動をし、どこで、この日本の国を支えるか、それぞれの生活が営まれていくか、そこが問題だと思うんですよね。

ですから、そういう問題を、もっと、こういう立派な学者、先生方が、もっともっと、やっぱり、そういう、本当にこう、国を動かすように、こういう人たちが何のために学者としておられるのか。私は、そこを、やはり1つは聞きたいなというふうに思っております。

ちょっと、私の思いを、最後にお話させていただきました。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） はい、町長、ありがとうございます。

確かに、そのとおりでございます。

じゃあ、我々が何をしたらいいのかという部分なんですけれどもね、やっぱり現状維持。できれば現状維持がいいんですけども、町長がおっしゃるように、人数が減っても元気で頑張れる、この行政ですね、それをしていくために、何をすればいいかなという部分が、ちょっと隠れている部分かなと思うんです。

やっぱり、最終的には、インフラだったり、何か、軒数が何件ぐらいになったら、もう駄目なのかという部分もね、やっぱり、ちょっと、佐用町独自の将来構想を、ちょっと出していただいて、軒数が何軒になれば、金額はこのぐらいになりますよとかいうのを、いっぺんシミュレーションじゃないんですけども、社人研とか、そういうところに頼らずに、佐用町独自の予想を出して、一度、情報を、勉強されている方もいますので、そこらあたり、ずっと研究していただいて、将来に向け、備えて、お互いに頑張っていきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで質問終わります。

議長（千種和英君） 金澤孝良議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後3時25分とします。

午後03時10分 休憩

午後03時25分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

3番、幸田勝治議員の発言を許可します。幸田議員。

〔3番 幸田勝治君 登壇〕

3 番（幸田勝治君） 3 番議員、幸田勝治でございます。よろしく申し上げます。

一般質問通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

1 点目、町土づくりセンターについてお伺いします。

町土づくりセンターは、末包地内の牧場から発生する畜産排せつ物を処理するために、平成 4 年から町と佐用郡農協、今の兵庫西農協によって運営されてきました。

設立から 30 年を超え、同センター運営の後継者確保が課題となり、このたび 3 月議会において、指定管理者が近畿農産資材株式会社に決まりました。このたび、広報さよう 5 月号によりますと、今後は近畿農産資材株式会社と連携しながら、堆肥の生産や活用を実施し、持続可能な循環型社会を目指していきますということですが、この前、4 月に農協へ行ったら、あさぎりスーパーコンポがないのです。

毎年、軽トラの列ができるほど、あさぎりスーパーコンポの安売りをしていたんですけれども、どうなるのって、農協職員に聞いたら、予定がないのですということなんです。

そこで、町土づくりセンターの今後の運営について伺います。

これまで農家が利用してきた、あさぎりスーパーコンポは、今後どうなりますか。

それと、堆肥の散布や購入助成はどうなりますか。

以上、質問します。

後の質問については、所定の席から質問させていただきます。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、幸田議員からの 1 つ目のご質問でございます、町土づくりセンターについて、お答えをさせていただきます。

議員のご発言のとおり、土づくりセンターは、これまで指定管理者として運営をしていた JA 兵庫西から近畿農産資材株式会社への指定管理者の移行について、本年 3 月議会において議決をいただき、4 月 1 日から、近畿農産資材に管理運営をしていただいております。

今後は、これまで同様に末包牧場から発生する畜産排せつ物の堆肥化はもちろんのこと、その堆肥が農業に利用されることで、循環型社会の構築を目指してまいります。

さて、ご質問いただきました「あさぎりスーパーコンポは今後どうなりますか」ということですが、あさぎりスーパーコンポという商品は、土づくりセンターで生産された堆肥を JA に購入していただいて、JA で販売をされておりました。

指定管理者の変更に伴い、土づくりセンターで、あさぎりスーパーコンポという商品の製造は行われなくなりますが、JA がオリジナルブランドとして、あさぎりスーパーコンポの販売を継続したい意向があれば、近畿農産資材に委託製造を依頼することも可能であるというふうに伝えております。

JA の意向次第で、あさぎりスーパーコンポという商品が継続されるかどうかということが決まりますが、現在、JA で協議中であるというふうに聞いております。

なお、近畿農産資材が製造される堆肥は、従来のあさぎりスーパーコンポと同様に、末包の土づくりセンターで堆肥化される商品もございますし、さらにバークを混入した商品もございます。牛糞堆肥は、様々な商品が市場に流通しておりますので、用途に合わせて商品をお選びいただき、ご利用をいただきたいというふうに思います。

次に、堆肥の散布や購入助成はどうなりますかということですが、そもそも、土づくりセンターは、畜産団地における畜産排せつ物の適正な処理を主たる目的として、公

害対策として設置したものでございます。そこで生産される堆肥の有効活用として、また、有機農業の推進を目的として、農地への直接散布を指定管理事業の中で実施していたところでございます。

このたび、指定管理者が堆肥製造に特化した事業者へ変更したことに伴い、この事業者では散布事業を行うことができませんので、先の議案で上程させていただきましたとおり、指定管理業務から散布事業を除かせていただいたというところでございます。

なお、JAにおかれましては、堆肥散布した農地から収穫される米を「にっしーライスかがやき」としてブランド化し、販売されてきた経緯がございますので、堆肥散布事業の継続については、JAの意向が強く影響いたします。そのため、土づくりセンターの指定管理者の変更についての協議を始めた時からJAに対しまして、このことについて協議を重ねてまいりました。

JA内部での調整に時間を要したこともあり、最近になって、散布事業を町に継続してほしいという申し入れがございました。

また、農業者からの散布の希望もあることから、今年度につきましては、これまで同様に、JAに主体になって事業を継続していただき、町として経済的な支援をする方向で、今、調整をしているところでございます。

堆肥の購入助成ということについては、過去2年度にわたって、地方創生臨時交付金を活用して、商品代金の2分の1を助成させていただきましたが、今年度においては財源がないため、予算化はしておりません。来年度以降の事業として、有機農業の推進の観点から、堆肥散布事業と併せて、JAや農業改良普及センターなどの専門機関と協議しながら、有機栽培の普及について、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君） ありがとうございます。

これまで、農家が使用してきた、あさぎりスーパーコンポ、JA等が引き続きするのであれば、近畿農産と協議というふうな形という結論と取ってよろしいでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） おっしゃるとおりでございます。

近畿農産資材のほうで、製造したものをJAさんが仕入れていただいて、販売するということは、可能だというふうに聞いておりますので、町といたしましても、その支援はしてまいりたいというふうに考えております。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君） ありがとうございます。

堆肥の散布も、そしたら、一応、JA 主体で、今年も行っていくということを確認、大丈夫でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 具体的な方法については、もう少し、協議が必要な部分もございますが、当面、JA さんのほうで散布の注文を取りまとめていただいたりというところは、もう既に合意のほうできております。

あとは、費用の捻出のところで、もう少し協議が必要なところがございませけれども、町といたしましても、経済的な支援ということ、中心に考えてまいりたいというふうに考えております。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） そしたら、これの土づくりセンターについての質問は、以上で終わらせていただきます。

次、2 点目ですが、所有者不明土地の実態と管理体制について、伺います。

所有者不明土地についてですが、4 月 23 日、NHK のクローズアップ現代によりますと、国土の 24% にも、所有者不明土地が膨れ上がっているということです。

所有者が、ちゃんと相続、ちゃんと管理していけば、荒れ果てた土地家屋も少なくなるのですが、現状は、家主が分からない家屋、使われていない放置された家屋、土地が続出しているように思われます。誰も利用できない、手をつけられない所有者不明土地は、景観、治安の悪化、災害復旧の妨げ、住民の安全を脅かしています。

相続した土地で、知らない土地、場所すら分からない土地、土地の名義人が曾祖母で管理に手が回らず処分したくても所有者の所在が分からず、処分もできないような土地もあります。

佐用町では山林に関しては、2009 年豪雨災害で山からの流木が川をせきとめたりして、被害が拡大した経緯があります。こういう事が二度と起きないように、防災対策として、自治体が管理できない山林を買い取って、管理するという究極の選択を行い、2 年前から町有林化事業が着手されています。

この前、5 月の東本郷の総会でも意見が出たんですが、以上を踏まえて、3 つ質問します。

町内で放置された危険家屋や防災上危険と思われる土地について、町で現状は把握されていますか。

地元や近隣住民からの通報などにより、町の把握するところとなった場合、どのように対処されますか。

家主が分からない家屋、放置された家屋土地、このまま放置されていくのですか。

以上、3 点、お伺いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、幸田議員からの2つ目のご質問でございます所有者不明土地の実態と管理体制について、お答えをさせていただきます。

議員のご質問にもございますように、令和4年度の国土交通省の調べでは、所有者不明土地は、国土の約24%、九州の土地面積よりも広いと言われ、いざ災害等が発生した場合、所有者の把握ができていないため、災害復旧等に影響を及ぼしていると、テレビ等でも取り上げられているところでございます。

佐用町の所有者不明土地の状況につきましては、明らかではありませんが、空き家は令和2年度時点での調査で1,039件で、その後も増え続けておりまして、空き家をはじめ、田畑や山林などの登記や相続がどの程度できているのか、相続ができていない土地が、どんどん増えていくことについて、懸念をしているところでございます。

また、町面積の81%を占める森林のうち、放置森林や所有者不明森林についても、山林の町有林化促進事業において、少しでも解消ができるよう、積極的な事業推進を図っており、これらの所有者不明土地の管理については、町といたしましても、現在の大きな課題の1つとして認識をしているところであります。

まず1点目の町内で放置された危険空き家や防災上危険と思われる土地について、町で現状を把握しているのかということについてでございますが、町内で放置された危険空き家を全て把握することはできていませんが、平成28年度に全自治会を対象に実施いたしました空き家調査や令和2年10月に策定をいたしました、佐用町空家等対策計画作成時の全域調査データをもとに、その後の空き家相談や自治会からの情報提供などによりまして、現在32件の危険空き家を把握いたしております。そのうち、調査により所有者不明の空き家は現在4件を確認しておりますが、引き続き調査中の案件もありますので、さらに、これは増加していくというふうに予想されます。

防災上危険と思われる土地につきましては、県からの情報提供により、佐用町ホームページに、佐用町ハザードマップとして掲載をしておりますが、その危険区域内における所有者不明土地の所在は把握はできておりません。

2点目の地元や近隣住民からの通報などにより、町が把握するところとなった場合、どのように、これを対処するのかについてでございますが、空き家につきましては、まず、現場確認を行い、危険と判断した場合には、所有者または相続人に対して助言書や指導書を送付いたしております。

連絡がついた方には、空き家の適正な管理、場合によっては除却を検討していただくよう協議を進めているところであります。

送付しても返事がない方については、再度文書を送付するとともに、地域の方にも連絡先の分かる方がおられるどうか等の調査をしながら対処を進めているところであります。

防災上危険と思われる土地につきましては、防災工事等の事業において必要により所有者を調査して対処してまいります。

3点目の家主が分からない家屋、放置された家屋土地は、このまま放置するのかということについてであります。調査をしても家主が不明や相続人がいない等の家屋については、危険性が高く緊急性を伴う場合は、略式代執行、または、緊急代執行を含めた対応も検討しなければならないと思います。

まずは、所有者不明土地家屋を発生させないことが重要でありまして、その予防策として、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度や土地・建物の管理制度も創設をされていますので、新たな制度の研究とあわせて、所有者不明の家屋や土地が増えないように、こういった制度の周知にも力を入れて、課題解決に注力をしていきたいとい

うふうに考えます。

以上、簡単であります、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） この所有者不明土地の問題なんですけれども、今まで、相続が任意だったのが、今年から登記が義務づけられたように思うんですけれども、ちょっと、そのへんの詳しい内容、誰か分かりましたら。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国も、こうした問題が全国的に非常に大きな、今、過大として取り上げられているんですけれども、なかなか有効な対策ができない。まずは、そうした相続がされない土地というものが存在している。これを今の地権者、相続人というものを確定して、土地の所有者というのを明確に、まず、していくということ、これが相続の義務化ということ、これを、これまでは、本来、相続しなければならないということはあるんですけれども、何ら、それに対しての罰則規定とか、そういうものがなかったわけですね。だから、そういう中で、今年度から、この相続がなされない場合には、最低、罰則金として 10 万円の過料を科すというようなことがつけ加えられました。

ただ、法務局からも、そういう話は、私も局長から聞いたんですけれども、なかなか、これまで長年、そういう問題が放置されてきた中で、一気に、今の相続を、現在の方に全部整理するといっても、これは非常に事務的にも大変な作業になります。個人的にも大きな負担がかかります。

ですから、これが実効性があるのかどうか。このへんは、実際には、なかなか、これを厳密に運用するという、もし、その中で罰則まで科すということ自体は、これは私の言わば主観ですけれどもね、なかなか、これは当面できないのではないかなというふうに見ておりますけれども、国に、相続しても、例えば、もう管理ができない土地について、国庫に返還すると言いますか、国へ採納する、納めるというような制度もあわせてできました。

ただ、これも 10 年間の土地の管理料を所有者が添えて、添えて土地を無償で国へ寄附を申し出るといふ形になるわけで、このあたりも、その管理料が幾らになるのか。また、個人が寄附と言いますか、国へ採納するのに、また、負担をしなきゃいけないと、これは、実際、そんなことをしてまでする人がいるだろうかなというふうにも疑問に感じます。

ですから、今日、こうして、所有者不明の土地、不明というのは、完全に不明というのは、そんなにないんですよ。というのは、どの土地にも、登記上の所有者というのが、まず、あります。それが、その登記が長年されていない。相続がされていない。ですから、もう 100 年前の名義人のまま残っているとか、何代前の方の名義のまま残っているという形がほとんどです。

で、それを、現在の、今の方に、相続登記をしようとする、相続人が、本当に、3 代、4 代になると、少なくとも何十人という相続人が、そこに存在するわけです。それを全部、調べ出して、そして、そこから、その方から 1 人の方に相続をするための手続き、同意書

というのが全部要るわけです。だから、それをするというのが大変な作業と経費がかかるわけで、なかなか、それを法律上規定されたからといって、簡単にはできないだろうなというふうに思って、私は、そういうふうに感じております。

ですから、これ、今日、質問いただいても、本当に有効な手段というのがないのが現状です。これはもう全国の自治体が、本当にこれで大変な、どうしたらいいのかというのが分からない、そういう暗中模索の中で、今、あるというふうに感じております。

まず、その中で、1つ大きいのは、土地の価値がないということなんですよね。だから、多分、東京や大阪や、坪何十万も何百万もするところでは、そんなことは、ほとんど起り得ないんでしょうね。

でも、やはり地方に行くと、もう相続しても、その土地そのものが、経済的な土地の評価しても価値がないと、だから、そんな経費をかけても、何ら、メリットがない。価値がないというもの、そんなものは誰も受け取らない。だから、今において、現在でも、相続放棄というのが、非常に多いですよ。今、佐用町なんかで持っておられた方でも、まず、相続放棄をされる方が非常に多いというのも現状です。はい。

まあ、そういうことで、なかなか質問されても、これが、こういうことしなきゃいけないとか、こういうことしたら解決できるというような答えは、私自身もできませんので、そのへんは、ご理解いただきたいと思います。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君） 今、町長答弁されたんですけれども、50年ほど前だったら、僕らが学生の頃いうたら、空き室とか空き家とか、ほとんどなかったように思われるんです。

それが、今、そういったことができたというのが、それで、今、町長、その具体的な方法もない、そりゃ、この50年間、行政いうか、国が悪かったんじゃないかな思うんですよ。

と言うのは、土地を処分したくても、実印がそろわんから処理できんと。そしたら、その、それでも大方は、固定資産税は取られていると思うんですよ。そしたら、その固定資産税を取られている方に、土地を移動できるようなことを、民法の改正というようなことを、町村会とか、そういうこと、今、民法の改正でもしない限り、今のこの50年間放ってきた問題はできない思うんですよ。

そのへん、ちょっと、町長、考えどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） さすが、幸田議員、本当に、本質そこなんです。

私は、今の登記法、法律の中で、この今の登記がされていない。相続がされていない土地の解決は、本当に難しいと思います。

ですから、幸田議員が、今、ご指摘のとおり、私も、そういうふうに思っています。

そういうことで、国なんかの、そういう機会があると、改正を、登記法の改正をすべきだと、言うのは、今、登記所、法務局は、そうして100分の1、例えば200分の1の土地の権利であったとしても、全て同じように、土地の地権者として取り扱うわけですね。

でも、実際には、こちらに誰もいない。生活もしていない。また、その土地に関して、何

ら関わっていない。その土地があること自体、そういう相続権が自分にあること自体も分からない人が、いっぱいいるわけです。

でも、やっぱり相続という形で、そうした調べていくと、それは、どんどんと、相続関係の相続人という形で洗い出していくと、それが明らかになっていくわけなんですけれども、そういうことでは、本当に、今のような状態では、もう相続人が 50 人も 100 人もいるようなものを、今の方に、きちっと相続、まずは、誰かに相続をしていただく、権利者を決める。ここが、国としては、国の、私は、ある意味では責任を持つべきことではなくって、これ個人の財産ですから、個人の方が責任を持ってもらえばいいと思うんですよ。

ですから、ほとんどの場合、税金を払うのは、そういう誰かが税務課のほうも集約して、その方に、税を通知して、相続人全部に税の納付書を送っているわけではなりませんからね、だから、そういう、今いらっしゃる方、実際に関係している、その土地に関わっている方、それを管理している方、その方に、責任を持ってもらって、その方から相続の申請がされれば、されれば、それで、その方に登記をする。それで、後から、私も相続人なんだと、権利なんて言われるような問題が起きた場合には、私も、思うのは、その個人の方が、あとは自分が責任を持っていただくという形でいいんじゃないかと思うんですけれども、今は、そうじゃないんですよ。

その相続の段階で、そういう問題が起きないように、全ての方の承諾書、財産を放棄するんだったら放棄書、放棄手続ですね、それをしなさいというのが、今の登記上の登記法なんです。ここを、本当に変えないと、なかなか、今のような、こういう状態になってしまった中で、この問題を、なかなか解決することはできないと思います。

それと、もう 1 つは、全く、本当に所有者が不明な土地もあります。これは、以前の、もう本当に、明治の時代に遡って行って、あとどこにいらっしゃるか、もう分からない土地が、本当にポツポツとあるんですよ。こういう土地は、本当に、長年、放置されているんですから、これこそ、地方自治体に対して、地方自治体の所有、名義にすると、国の名義にするんだっいたらしてもらったらいいんですけれども、そうじゃなければ、公の土地にすると、そういう改正をすべきだということを、私もお話し、そういう場所ではすることがあります。しております。はい。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 町長が、いろいろ答弁のほうをしているんですけれども、私のほうで、ちょっと税のほうから、固定資産税が土地のほうにはかかるということで、その固定資産税の面から、ちょっと数値的なことを、ちょっと、申し上げたいと思っております。

この令和 6 年度に固定資産税の通知を 4 月に発送しました。その発送しました件数が 9,973 件発送したわけなんです。

そんな中で、要するに相続人が不明で出せない。要するに、今、例えば、法人が所有している土地で、その法人が解散してしまいますと、請求する先がないんです。納税義務者がなくなります。それとか、後は、先ほどから話に出ておりますように、本来は相続人であるべきなんですけれども、全員が相続放棄をしたとか、それから、ずっとずっと昔の分で、もう全然分からないとか、そういうふうなことで、ちょっと請求ができないとか、そういうふうなものの件数を全て合わせますと、一応 76 件ということになっております。

割合にしますと、大体 0.76%、8% っていないぐらいなんです。

それが、佐用町の所有者が不明である土地という認識をしております。

ですから、テレビ等の報道でされております 24%というのは、ちょっと、何と言いますか、拾い上げ方の何て言いますか、条件によって、こういう大きな数字になっているんじゃないかなと思うんですけれども、町としては、そういう状況であります。

また、取組としましては、死亡されたら、その死亡された日をもって、今度、相続というものが発生しますので、税務課としては、そこから関係者の戸籍謄本、それから、戸籍の附票とか住民票で住所を調べたりして、一応、その相続権のある方に、全てに、まず、通知を出しまして、どなたが相続の代表になられますかという、そういう通知を出しまして、相続人代表者を決めまして、そこに対して、税のほうの通知を送って、納めていただくように、お話をしていくと、そういうふうな形の、ずっと取組をしているという状況であります。はい。

それから、最後に、やっぱり固定資産税、これも町長のほうが申したんですけれども、個人の財産でありますので、やはり個人が最終的には責任を持ってやっていくという部分でありますので、なかなか町のほうで、あなたにどうか、こう、なかなか言えないんですけれども、そこはやはり、その通知を出したりして、また、お話をする中で、理解していただいてやっていくという必要があると思います。

それから、もう1点、本当に、その土地の所有者が不明である、全然分からないという状況なんですけれども、ただ、そこを以前から使用している方がある場合には、その使用者課税ということができるとい、これはかなり条件が厳しいんですけれども、そういうこともありまして、そういう場合には、その使用している人に、あなたが使っているんだから、固定資産税払ってくださいという、そういう請求ができるということです。

ただ、ちょっと、まだ、実際に、実態として、佐用町では、まだございませんが、そういうこともあるということで、お答えさせていただきます。以上です。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3番（幸田勝治君） これ、個人の責任ということなんですけれども、個人で、結局、年数がたちすぎていて、相続権のある人が、もう連絡つかないというのが事実上あるわけですよ。今、ほんまに、そういったことも、町長も、やっぱり思われていると思いましたが、やっぱり、その国のその民法を改正でもしてもらわない限り、どうしようもない問題かなとも思います。

それと、空き家とかのことなんですけれども、空き地、空き家とか、今、使えるようなところについては、自治会などと協議しながら有効活用を図って行って、行政のサポートをしていってもらうというようなことはどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 商工観光課定住対策室が管轄しておりますけれども、まして、活用ができる空き家ということで、空き家バンクで紹介をしたり、また、そうした活用できる方に売却したり、そういう活動も、当然、取組もしているわけなんですけれども、まあ、本当に、これから考えていくと人口は実際に、どんどんと、もっと佐用町も減っていきまじ、実際に、そうした形で活用していただくのは、ある意味では、わずかな件数にしかならな

いということになろうかと思えます。

そのほかの、その建物というのは、当然、年数がたつ、経過するほど、老朽化していきますし、本当にこれが最終的には危険空き家という形になっていきます。こうしたものが、今、答弁させていただきましたように、現在では 32 件ぐらい危険空き家というふうに、今、分析して、32 件というぐらいな数しか把握していないというか、これぐらいが危険空き家だというふうに認識しているんですけども、実際には、この危険空き家というのは、その建っている場所、そういう隣に危害を加える、通行人に危険を及ぼす、そういうような、やはり条件の中で、それが危険空き家ですよ。危険空き家になると、それに対して除却したりするための補助制度とか、そういうものが適用できるという形になるんですけども、そういうものに該当しない空き家というのが、当然たくさんできてきますし、私なんか、私の実家のとこなんか、将来的に、あと 10 年、20 年先考えると、もう本当に、そういう家が何軒これから増えるだろうなという形になってきます。その時に、実際、これを、最終的には除却する。取り壊すという手段が究極的な、まあまあ、方法なんですけれども、相当の、やっぱり経費がかかるわけです。

だから、そういうことがあるから放置をされたままで、どんどんと屋根が崩れ、隣の家に倒れていったり、そういうことになって初めて危険空き家だということになってしまうんですけども、実際、こういう状況が、今後、どんどんと、あちこちで生まれてくる。増えてくるということは、もう想定はできるわけです。

ですから、これを、じゃあ、除却して、土地、更地と言いますか、土地の宅地の形にしたとしても、その土地を、今度、誰かが活用して、誰かが、そこに、また、新しい家をつくっていただくとか、それができれば、それでいいんです。一番解決するんですけども、除却したままで、その土地が、また、荒れ地になっていきます。

ですから、これの本当に、先ほども言いましたように、なかなか、本当に解決方法が、本当にないし、どうしたらいいのか。これは、大変な頭の痛い問題、状況だということでございます。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） そしたら、これからも、いろいろ自治会等と協議されて、いろいろ、いい方法を見つけていってほしいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 幸田勝治議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、5 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日 6 月 13 日、午前 10 時より再開します。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

午後04時06分 散会
